

令和 5 年 消防防災年報



宮城県
令和 6 年度作成

<利用上の注意>

○災害の実態について

令和5年（1月～12月）の災害状況を記載している。

○消防防災体制について

原則として、令和5年度末（令和6年3月31日時点）の状況を記載している。

なお、一部については、調査基準日が異なるため、各表毎に調査基準日を記載している。

目 次

第1 災害の実態

1 火災概況	1
2 自然災害等	8

第2 消防体制

1 消防力	10
2 消防活動	11
3 消防団員の処遇	12
4 消防表彰	14

第3 本県における予防行政

1 火災予防運動	17
2 民間防火組織の育成	17
3 無火災地域推進運動	20
4 消防設備士制度	20

第4 危険物行政

1 危険物規制の概要	22
2 危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）の現況	22
3 危険物取扱者等の状況	22
4 自主保安体制の確立	23

第5 防災対策

1 震災対策	24
2 林野火災対策用資機材の整備	26
3 石油コンビナート等防災資機材の整備	26
4 石油コンビナート等防災計画	26
5 石油コンビナート等防災訓練	26
6 林野火災防ぎょ訓練	27
7 みやぎ県民防災の日（6・12）総合防災訓練	27
8 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）	28
9 防災ヘリコプター「みやぎ」	31
10 宮城県防災行政無線	34
11 緊急消防援助隊	35

第6 救急・救助業務

1 救急・救助業務実施体制の現況	37
2 救急業務の実施状況	37
3 救急医療体制	39
4 救急業務高度化の現況	39
5 救助活動の実施状況	41

第7 消防教育

1 教育方針	42
2 教育計画及び教育内容	42
3 令和5年度教育訓練実施状況	44

第8 産業保安行政

1 火薬類・猟銃保安	46
2 高圧ガス保安	48
3 電気工事等保安	53

第9 市町村統計資料

第1表 市町村別火災発生件数及び損害額	55
第2表 消防の概要	57

第 1 災害の実態

1 火災概況

令和 5 年中の火災は、総出火件数 698 件、損害額 1,567,236 千円、死者 32 人、負傷者 114 人、焼損棟数 605 棟、り災世帯数 327 世帯、建物焼損床面積 21,308 平方メートル、建物焼損表面積 1,150 平方メートル、林野焼損面積 559 a となっている。

(1) 出火件数

総出火件数は 698 件で前年に比べ 111 件（18.9%）増加している。これは 1 日に約 1.91 件の割合で火災が発生していることになる。

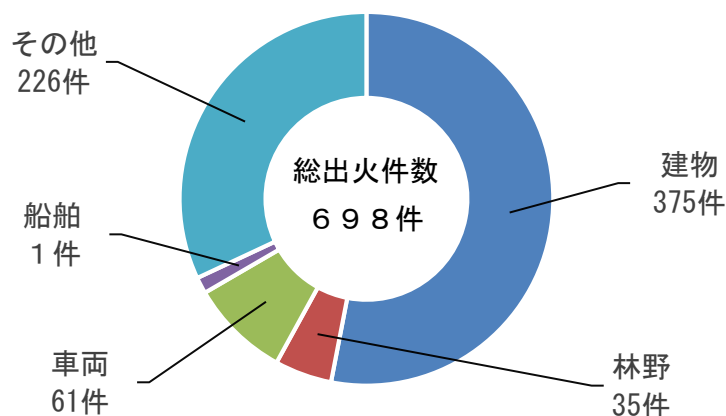
① 火災種別ごとの出火件数

建物火災が 375 件で全体の 53.7%と最も多く、次に、車両火災（61 件）、林野火災（35 件）と続いている。

表 1 火災種別出火件数

区分 種別	令和 5 年		令和 4 年		増 減 (A-B)
	件数 (A)	全体比 (%)	件数 (A)	全体比 (%)	
建 物	375	53.7	348	59.3	27
林 野	35	5.0	20	3.4	15
車 両	61	8.7	60	10.2	1
船 舶	1	0.2	0	0.0	1
航空機	0	0.0	0	0.0	0
その他	226	32.4	159	27.1	67
合 計	698	100.0	587	100.0	111

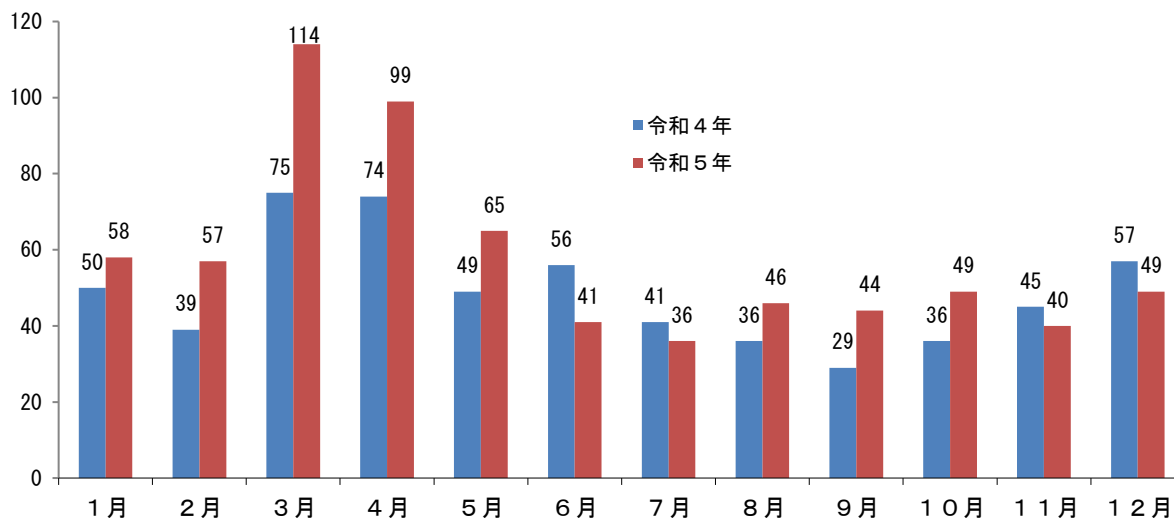
図 1 全火災種別内訳



② 月・四季別出火件数

月別に見ると、令和5年は3月の出火件数が114件（全体比16.3%）で最も多い。

図2 月別出火件数



（2）焼損面積

建物焼損床面積は、21,308 m²で前年（21,760 m²）に比べ452 m²の減少となった。建物焼損表面積は、1,150 m²で前年（1,668 m²）に比べ518 m²の減少となった。

林野火災焼損面積は、559 aで前年（933 a）に比べ、374 aの減少となった。（表2）

（3）損害額

損害額は、1,567,236千円で前年（1,890,884千円）より323,648千円減少した。

火災種別ごとの損害額をみると、建物火災が一番多く1,456,289千円で、全体の92.9%を占めている。

表 2 火災報告総括表
(令 5 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで)

	出火件数							焼損棟数					焼損面積			死者	負傷者
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物（㎡）		林野（a）		
													床面積	表面積			
令和 5 年	698	375	35	61	1	0	226	605	189	28	132	256	21,308	1,150	559	32	114
令和 4 年	587	348	20	60	0	0	159	589	169	31	144	245	21,760	1,668	933	29	89
対前年比	111	27	15	1	1	0	67	16	20	△ 3	△ 12	11	△ 452	△ 518	△ 374	3	25
令和 3 年	614	346	20	69	2	0	177	584	184	34	135	231	28,706	1,824	672	30	111
令和 2 年	642	349	28	69	3	0	173	557	149	30	119	259	64,198	15,332	304	26	112
令和元年	654	356	31	79	0	0	188	584	181	33	140	230	22,449	1,510	1,088	28	97
平成30年	650	369	15	78	0	0	188	570	148	33	157	232	22,486	1,325	345	26	134
平成29年	724	362	28	95	0	0	239	614	195	25	152	242	24,266	1,779	924	30	116
平成28年	734	387	28	102	3	0	214	598	172	33	158	235	26,010	1,102	358	30	118

	り災世帯数				り災人員	損害見積額（千円）									
	計	全損	半損	小損		計	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
							小計	建築物	収容物						
令和 5 年	327	90	19	218	719	1,567,236	1,456,289	1,143,500	312,789	3,818	77,987	719	0	28,232	191
令和 4 年	336	97	14	225	762	1,890,884	1,332,723	1,097,209	235,514	4,281	34,705	0	0	493,391	25,784
対前年比	△ 9	△ 7	5	△ 7	△ 43	△ 323,648	123,566	46,291	77,275	△ 463	43,282	719	0	△ 465,159	△ 25,593
令和 3 年	343	95	19	229	829	1,985,633	1,772,553	1,353,385	419,168	2,102	42,436	25,282	0	143,260	0
令和 2 年	324	75	26	223	738	6,956,768	6,858,707	5,100,277	1,758,430	1,069	40,093	11,120	0	44,926	853
令和元年	287	85	9	193	638	1,305,271	1,239,954	984,560	255,394	12,874	33,053	0	0	19,390	0
平成30年	340	82	21	237	814	1,545,862	1,375,690	993,553	382,137	1,619	78,139	0	0	89,391	1,023
平成29年	346	90	16	240	861	1,966,232	1,895,695	1,143,274	752,421	14,739	42,274	0	0	13,523	1
平成28年	358	99	14	245	872	2,377,742	2,129,509	1,095,561	1,033,948	1,723	49,562	80,045	0	116,903	0

(4) 火災の原因

出火原因では、たばこ 65 件が最も多く、電灯・電話等の配線 52 件と続いている。(表 3)

これらの火災の原因中、放火、放火の疑い、不明・調査中を除いた、いわゆる失火とされるものが 573 件で、全体の 82.1%を占めており、今後ともあらゆる機会をとらえて火災予防意識の高揚を図る必要がある。

表3 出火原因別一覧表
(令和5年1月1日から12月31日まで)

順位	出火原因	件数	火災種別内訳					
			建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
1	たばこ	65	38	1	6	0	0	20
2	電灯・電話等の配線	52	25	0	0	0	0	27
3	たき火	44	5	10	0	0	0	29
3	放火の疑い	44	20	1	3	0	0	20
5	電気機器	41	32	0	4	0	0	5
6	火入れ	40	6	6	0	0	0	28
7	こんろ	37	37	0	0	0	0	0
8	放火	31	12	5	3	0	0	11
9	配線器具	25	23	0	2	0	0	0
10	ストーブ	24	24	0	0	0	0	0
11	排気管	13	1	0	12	0	0	0
12	電気装置	9	5	0	2	0	0	2
12	火あそばし	9	2	0	2	0	0	5
12	取灰	9	6	1	0	0	0	2
15	灯火	7	6	0	0	0	0	1
16	溶接機・切断機	6	6	0	0	0	0	0
17	煙突・煙道	5	5	0	0	0	0	0
18	焼却炉	4	2	1	0	0	0	1
18	マッチ・ライター	4	3	0	0	0	0	1
20	こたつ	3	3	0	0	0	0	0
21	風呂かまど	2	2	0	0	0	0	0
21	衝突の凶花	2	0	0	2	0	0	0
23	かまど	1	1	0	0	0	0	0
23	炉	1	1	0	0	0	0	0
23	ボイラー	1	1	0	0	0	0	0
23	内燃機関	1	0	0	1	0	0	0
その他		168	70	9	20	0	0	69
不明・調査中		50	39	1	4	1	0	5
合計		698	375	35	61	1	0	226

(5) 死傷者

火災による死傷者は、死者32人、負傷者114人となっており、前年に比べ、死者が3人増加し、負傷者が25人増加している。(表2)

また、死者の年齢構成別では、61～70才の年齢層が最も多い。(表4)

表4 死者の年齢別調
(令和5年1月1日から12月31日まで)

性別	0～ 10才	11～ 20才	21～ 30才	31～ 40才	41～ 50才	51～ 60才	61～ 70才	71～ 80才	81才～	不明	合計
計	0	0	1	1	4	2	9	7	8	—	32

凡 例

この年報の火災概況は、総務省消防庁が定めた「火災報告取扱要領」により、市町村長から報告された令和5年1月から12月までの火災をとりまとめたものである。

ここに掲げる主なる用語の意義は次のとおりである。

1 火災

ここにいう「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

2 火災件数

「1件の火災」とは、一つの出火点から拡大したもので、出火に始まり鎮火するまでをいう。

3 火災の種別

(1) 建物火災

建物又はその収用物が焼損した火災をいう。

ここにいう「建物」とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除くものをいう。

(2) 林野火災

森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

(3) 車両火災

自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。

(4) 船舶火災

船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

(5) 航空機火災

航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。

（６）その他の火災

（１）～（５）に含まれない空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積場、軌道敷、電柱類等の火災をいう。

４ 爆発

「爆発」とは、人の意図に反して発生又は拡大した爆発現象をいう。

「爆発現象」とは、科学的変化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する科学反応によって多量のガスと熱とを発生し、爆鳴・火炎及び破壊作用を伴う現象をいう。

５ 火災損害

ここにいう「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害（人の死傷及び物の損害）をいう。火災損害には消火活動に伴う破壊水損等によって生じた損害を含み、消火のために要した経費、焼跡整理費、り災のための休業による損失等の間接的な損害は含まない。

６ 損害額

損害額算定の基準は、り災地における時価（り災当時の価格）による。

７ 焼損棟数

焼損した建物の棟数をいい、焼損程度により全焼、半焼、部分焼き、ぼやの四つに区分する。

（１）全焼

建物の焼き損害額が、火災前の建物の評価額の 70% 以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加え再使用できないものをいう。

（２）半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 20% 以上のもので全焼に該当しないものをいう。

（３）部分焼

建物の焼き損害額が、火災前の建物の評価額の 20% 未満のものでぼやに該当しないものをいう。

（４）ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 10% 未満であり焼損床面積が 1 m² 未満のもの。建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 10% 未満であり焼損表面積が 1 m² 未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。

8 焼損面積

(1) 建物焼損床面積

建物の焼損が立体的に及んだ場合、焼損したことによって機能が失われた部分の床面積をいう。

(2) 建物焼損表面積

建物の焼損が部分的である場合（立体的に焼損が及ばなかった場合）、例えば内壁、天井、床板等部分的なものの表面積をいう。

9 リ災世帯

リ災の程度によって、全損、半損、小損の三つに区分する。

(1) 全損

建物（収容物を含む。以下半損、小損において同じ。）の火災損害額が、リ災前の建物の評価額の 70% 以上のものをいう。

(2) 半損

建物の火災損害額が、リ災前の建物の評価額の 20% 以上で、全損に該当しないものをいう。

(3) 小損

建物の火災損害額が、リ災前の建物の評価額の 20% 未満のものをいう。

10 リ災人員

一般世帯がリ災した場合には、当該世帯の全ての人員をリ災人員とする。ただし、共同住宅の共用部分のみをリ災した場合には、リ災人員を計上しない。

施設等の世帯がリ災した場合には、被害を受けた「へや」に居住する人員又は実際に火災被害を受けた人員のみをリ災人員とする。

11 出火率

人口 1 万人当たりの数値である。

2 自然災害等

(1) 令和5年の災害等の発生状況

【被害件数】 風 水 害 : 6 件
 雪 害 : 1 件
 合 計 : 7 件

年月日・種別	概 要	
令和5年1月1日	県内で雪による被害が発生した。	
から3月31日	人的被害 軽傷者	1 件 1 名
雪による被害		
令和5年6月15日	県内で大雨による被害が発生した。	
大雨による被害	被害額 被害総額	273,501 千円
	内訳) 農林水産業施設被害	173,305 千円
	公共土木施設被害	88,672 千円
	その他被害	11,524 千円
令和5年8月12日	県内で大雨による被害が発生した。	
大雨による被害	被害額 公共土木施設被害	14,090 千円
令和5年8月18日	県内で大雨による被害が発生した。	
から8月20日	被害額 公共土木施設被害	18,207 千円
大雨による被害		
令和5年9月6日	県内で大雨による被害が発生した。	
大雨による被害	(1) 住家被害 床下浸水	2 棟
	(2) 被害額 被害総額	120,250 千円
	内訳) 公立文教施設被害	6,600 千円
	農林水産業施設被害	71,146 千円
	公共土木施設被害	15,790 千円
	その他の公共施設被害	12,658 千円
	その他被害	14,056 千円
令和5年10月6日	県内で暴風による被害が発生した。	
暴風による被害	(1) 人的被害 軽傷者	2 名
	(2) 非住家被害 その他	1 棟
	(3) 被害額 被害総額	19,762 千円
	内訳) 公立文教施設被害	1,267 千円
	農林水産業施設被害	12,288 千円
	その他の公共施設被害	1,221 千円
	その他被害	4,986 千円
令和5年10月25日	県内で降雹による被害が発生した。	
降雹による被害	被害額 その他被害	21,980 千円

被害の詳細は表 1 のとおり。

表 1 令和 5 年災害等発生状況

災害名 発生年月日			今冬の雪による被害	令和5年6月15日 大雨による被害	令和5年8月12日 大雨による被害	令和5年8月18日 から8月20日までの 大雨による被害	令和5年9月6日 大雨による被害	令和5年10月6日暴 風による被害	令和5年10月25日 降雹による被害	計
区分			令和5年1月1日 ～3月31日	令和5年6月15日	令和5年8月12日	令和5年8月18日 ～8月20日	令和5年9月6日	令和5年10月6日	令和5年10月25日	
人的被害	死 者	人								0
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							0
	負傷者	重 傷	人							0
		軽 傷	人	1					2	
住家被害	全 壊	棟								0
		世帯								0
		人								0
	半 壊	棟								0
		世帯								0
		人								0
	一 部 破 損	棟								0
		世帯								0
		人								0
	床 上 浸 水	棟								0
		世帯								0
		人								0
	床 下 浸 水	棟					2			2
		世帯					2			2
		人					2			2
非住家	公共建物	棟								0
	そ の 他	棟						1		1
その他	田 冠	流失・埋没	ha							0
		水	ha							0
	畑 冠	流失・埋没	ha							0
		水	ha	151.1						151.1
	学 校	箇所					1	7		8
	病 院	箇所								0
	道 路	箇所	8	2	2	1			13	
	橋 り ょ う	箇所								0
	河 川	箇所	6				1		7	
	港 湾	箇所								0
	砂 防	箇所								0
	清 掃 施 設	箇所								0
	鉄 道 不 通	箇所								0
	被 害 船 舶	隻								0
	水 道	戸								
電 話		回線								
電 気		戸								
ガ ス		戸								
その他	ブロック塀等		箇所							0
	観光施設等		箇所				7	6		13
	農業用施設等		箇所	112			16	261		389
	林道関係施設		箇所	85			5			90
	水産関係施設		箇所	1						1
火災発生	建 物		件							0
	危 険 物		件							0
	そ の 他		件							0
り 災 世 帯 数		世帯								0
り 災 者 数		人								0
公 立 文 教 施 設		千円					6,600	1,267		7,867
農林水産業施設		千円	173,305				71,146	12,288		256,739
公 共 土 木 施 設		千円	88,672	14,090	18,207	15,790				136,759
その他の公共施設		千円	0			12,658		1,221		13,879
小 計		千円	0	261,977	14,090	18,207	106,194	14,776	0	415,244
その他	公共施設被害市町村数		団体	6	1	1	10	17		35
	農 産 被 害		千円	11,524			11,056	3,228	21,980	47,788
	林 産 被 害		千円							0
	畜 産 被 害		千円					1,258		1,258
	水 産 被 害		千円				3,000	500		3,500
	商 工 被 害		千円							0
そ の 他		千円								0
被 害 総 額		千円	0	273,501	14,090	18,207	120,250	19,762	21,980	467,790
都 道 府 県 災害対策本部	設 置									
	解 散									
災害対策本部設置市町村										0団体
災害救助法適用市町村										0団体
消防職員出動延人数							83			83人
消防団員出動延人数							30			30人

第2 消防体制

1 消防力

(1) 消防組織と人員

令和6年4月1日現在における県下35市町村の消防組織の人員の状況は、表1のとおりである。

表1 市町村の消防組織の現況（各年4月1日現在）

区分		令和6年 (A)	令和5年 (B)	(A) - (B)
消防本部・署	消防本部数	11	11	0
	消防署数	33	33	0
	出張所数	59	59	0
	消防職員数	3,225	3,184	41
消防団	消防団数	42	42	0
	分団数	475	474	1
	消防団員数	16,840	17,245	△ 405

県下の消防機関は、11 消防本部のうち4 消防本部は市単独で、7 消防本部は一部事務組合（構成31 市町村）で消防本部を設置して、県内一円の災害の予防・鎮圧の活動を行っている。消防団については、各市町村1 団以上の42 消防団が存在し、地域住民の民生安定に寄与している。表2に見られるとおり、消防職員については令和6年4月1日現在で、3,225 名であり、前年度より41 名増加している。また、消防団員数については、前年度より405 名の減少となっている。なお、消防団員数については毎年減少している。

近年の産業、経済の発展に伴って災害も複雑多様化し、国民の生命、身体及び財産を災害から保護するという国民福祉の確保、向上に直接寄与する消防活動の中で、年々装備の近代化や消防機関の充実強化が図られてきた反面、消防団員の確保に苦慮している市町村が多い。「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立や「消防団の装備の基準」の改正など、消防団員が地域の防災に果たす役割がますます大きくなっているため、今後とも団員の確保や処遇の改善に努めるとともに、機能の強化及び消防職・団員の資質向上を図ることが必要である。

表2 消防組織、消防職員、消防団員の推移（各年4月1日現在）

	消防組織，消防本部・署				消防団			
	消防本部数	消防署数	出張所数	消防職員数	消防団数	消防団員数	うち女性	うち学生
令和6年	11	33	59	3,225	42	16,840	496	86
令和5年	11	33	59	3,184	42	17,245	484	84
令和4年	11	33	59	3,167	42	17,763	485	80
令和3年	11	33	59	3,157	42	18,223	464	66
令和2年	11	33	60	3,156	42	18,666	474	77

2 消防活動

消防活動は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、火災又は地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉に資することを究極の目的（消防法第1条）としているため、消防活動は非常に多岐にわたっている。

令和5年中の県内の消防職員・団員の出動状況をまとめたものが表3であり、年間の出動回数合計は206,788回、出動延人数合計は833,959人となっている。同年の出動回数を目的別に比較すると、救急が63.0%と突出して多く、次いで予防査察、演習・訓練等7.8%、広報・指導5.6%となっている。

表3 消防出動状況 令和5年1月1日から12月31日まで

	消防本部・署所		消防団		合計			
	出動回数	出動延人数	出動回数	出動延人数	出動回数	構成比	出動延人数	構成比
計	186,635	651,227	20,153	182,732	206,788	100%	833,959	100%
火災	679	13,964	472	7,595	1,151	0.6%	21,559	2.6%
風水害等の災害	53	249	49	707	102	0.0%	956	0.1%
演習・訓練等	10,777	52,956	5,338	71,751	16,115	7.8%	124,707	14.9%
救急	130,226	392,862	0	0	130,226	63.0%	392,862	47.1%
救助活動	1,082	21,851	0	0	1,082	0.5%	21,851	2.6%
広報・指導	6,703	23,633	4,876	25,389	11,579	5.6%	49,022	5.9%
警防調査	7,999	28,419	92	846	8,091	3.9%	29,265	3.5%
火災調査	727	3,818	2	13	729	0.4%	3,831	0.5%
特別警戒	4,839	15,450	2,724	22,549	7,563	3.7%	37,999	4.6%
搜索	11	76	15	197	26	0.0%	273	0.0%
予防査察	15,948	46,180	218	3,171	16,166	7.8%	49,351	5.9%
誤報等	1,014	10,320	64	531	1,078	0.5%	10,851	1.3%
その他	6,577	41,449	6,303	49,983	12,880	6.2%	91,432	11.0%

3 消防団員の処遇

消防団員に対する処遇は、消防責務の重要性にかんがみ、報酬、出動手当、公務災害補償、退職報償金の支給、消防賞じゅつ金・特別賞じゅつ金などの諸施策を講じており、年々その処遇の改善が図られている。

(1) 報酬・手当

報酬、手当の支給については、市町村の財政力によってその支給額が異なっているが、逐次改善されている。

(2) 公務災害補償制度

昭和 26 年に消防組織法が改正され、消防団員が公務により災害を受けた場合は、市町村が補償しなければならないことになっている。この制度の的確な実施を図るため、昭和 31 年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が公布され、公務災害補償の統一基準が定められた。更に同年消防団員等公務災害補償等共済基金法（現 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律）が制定され、損害補償に関する市町村の支払責任共済制度として基金が設立された。

この制度は、消防団員ばかりでなく、消防法第 25 条第 2 項又は第 29 条第 5 項の規定により消防作業に従事した者並びに同法第 35 条の 10 の規定により救急業務に協力した者で、損害を受けた者も同法第 36 条の 3 の規定により適用を受けることができる。

なお、非常勤の水防団員及び水防法の規定により水防に従事した者並びに災害対策基本法の規定により応急措置の業務に従事した者で、損害を受けた者にもそれぞれの法律により同様の補償制度がある。

(3) 退職報償制度

① 退職報償金制度

消防団員が永年にわたり勤続し、退団した場合、その労苦に報いるために、昭和 39 年に消防組織法の改正と同時に、消防団員等公務災害補償等共済基金法（現 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律）、同法施行令が改正され、消防団員に対する退職報償金制度が創設された。退職報償金の支給基準は、消防団員として 5 年以上勤続して退職した場合（死亡した場合は遺族）に市町村がその者に対して支給するもので、その基準（平成 26 年 4 月 1 日支払額改正）は表 4 によるものである。

表 4 退職報償金支払額表 （単位：千円）

勤続年数 階級	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

② 消防庁長官の退職報償

消防庁においては、消防の活動あるいは勤務の特殊性にかんがみ、その労苦に報いるため昭和 36 年に消防団員退職報償規程を制定し、団員として 15 年以上勤続した場合は、下記の区分により消防庁長官から記念品（銀杯）と賞状が贈られる。

1 号報償・・・25 年以上勤務して退職した場合

2 号報償・・・15 年以上 25 年未満勤続して退職した場合

③ 知事の退職報償

県は、昭和 36 年に消防団員退職報償規則を制定し、団員として一定期間以上にわたって勤続して退職した場合は、その労苦に報いるため知事から賞状を贈呈している。

A 消防団長、副団長の階級にある者 8 年以上

B 分団長以下の階級にある者 15 年以上

表 5 知事の退職報償

年度別	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
報 償 人 員	498	454	427	382	506

（４）宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合

消防団員が勤務遂行中に損害を受けた場合の公務災害補償制度については、さきに述べたとおりである。県においては、この制度の的確な運用と実施を図るため、地方自治法施行令第 211 条第 2 項の規定に基づき、共同処理する一部事務組合の設立について、昭和 27 年定例県議会に提案し、5 月 21 日に議決された。これに基づき、同日、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合として発足し現在に至っている。

① 組合の名称

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合

② 組合の所在地

仙台市青葉区上杉一丁目 2 番 3 号

宮城県町村会事務局内（宮城県自治会館内）

③ 加入市町村

11 市 20 町 1 村

（仙台、石巻、塩釜の各市は、この組合が結成される前に全国市町村会館内にある消防団員等公務災害補償等共済基金に加入している。）

④ 組合事務の内容

A 消防団員等の公務災害による補償に関する事務

B 消防団員の退職に係る退職報償に関する事務

C 消防賞じゅつ金に関する事務

D 組合に関する一切の事務

4 消防表彰

(1) 叙位・叙勲

叙位は昭和 21 年 5 月 3 日の閣議決定により、死亡者のみを対象として取り扱われている。

叙勲は、死亡者の場合を除き停止されていたが、昭和 28 年 9 月 18 日の閣議決定に基づき、災害等に際し特に功労のあった者に対し叙勲されることとなった。その後、昭和 38 年 7 月 12 日の閣議決定により、国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉増進に寄与した功績が顕著な者を広く叙勲することとし、第 1 回生存者叙勲が昭和 39 年 4 月 29 日に行われてから、毎年春（4 月 29 日）、秋（11 月 3 日）の 2 回発令されている。また、社会経済情勢の変化に伴い、栄典制度の見直しが行われ、平成 15 年秋からは、著しく危険性の高い業務に精励した者（消防吏員）を対象とする危険業務従事者叙勲が春秋叙勲と同日付けで発令されている。

また、上記のように毎年定期に発令される春秋叙勲、危険業務従事者叙勲のほか、一定の年数以上勤務した功労者で、年齢 88 歳に達した際に叙勲される高齢者叙勲、国家又は社会公共に対して功労のある者が死亡した場合に叙勲される死亡叙勲、水火災現場等の特に危険な状況で身命の危険をおかして災害の防止等に努め、顕著な功労のあった者を叙勲する緊急叙勲等、随時勲等を叙するものがある。

直近 5 年間の春秋叙勲・危険業務従事者叙勲の受章者は表 6 のとおりである。

表 6 春・秋叙勲受章者数

年度 種別	令和元年度				令和 2 年度				令和 3 年度				令和 4 年度				令和 5 年度				合計	
	春	32危	秋	33危	春	34危	秋	35危	春	36危	秋	37危	春	38危	秋	39危	春	40危	秋	41危	春秋	危
瑞小	3		1		2		2		2								3		2		15	0
瑞双	4	11	2	9		11		11	4	9	3	11					4	8	1	11	18	81
瑞単	21	1	25	3	29	1	27	1	24	3	23	1	27	12	31	12	23	4	26	2	256	40
小計	28	12	28	12	31	12	29	12	30	12	26	12	27	12	31	12	30	12	29	13	289	121
合計	40		40		43		41		42		38		39		43		42		42		410	

※ 1 「瑞小」とは「瑞宝小綬章」、「瑞双」とは「瑞宝双光章」、「瑞単」とは「瑞宝単光章」を示す。

※ 2 「○危」とは「第○回危険業務従事者叙勲」を示す。

(2) 褒章

褒章の種類は 6 種類であるが、このうち消防に関係あるものは次の 4 種類である。ただし、黄綬褒章については、生存者叙勲の復活により、昭和 41 年以降運用されないことになった。

- ① 紅綬褒章 身の危険を顧みず、人の生命を救助した者に授与される。
- ② 黄綬褒章 業務に精励し、他の模範と認められる者に授与される。
- ③ 藍綬褒章 公共の福祉の増進に顕著な成績をあげた者に授与される。
- ④ 紺綬褒章 公益のために私財を寄付し、功績顕著な者に授与される。（個人にあっては 500 万円以上、団体にあっては 1,000 万円以上）なお、寄付者が団体の場合には褒状が授与される。

表 7 直近 5 年間の褒章受章者

年度 種別	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
藍綬褒章	—	—	—	—	—
黄綬褒章	—	—	—	—	—
紺綬褒章	—	—	—	—	—

(3) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰

消防表彰規程に基づく表彰は、表彰時期による区分として定例表彰と随時表彰に大別され、これら功労に伴い死亡又は障害の状態に至った場合は、賞じゅつ金を支給することができる。

① 定例表彰

定例表彰は次の4種類で、毎年3月初旬に表彰が行われている。

功 勞 章 行政功労で多年積み重ねられた功労に対して授与される。(消防吏員は消防司令長以上、消防団員は団長、消防教育職員は教頭以上が対象である。)

永年勤続功労章 永年勤続し、他の模範と認められる者に授与される。

表 彰 旗 消防力の拡充強化、消防職団員の教養及び火災の予防等が優秀で、他の模範と認められる消防機関に授与される。

竿 頭 綬 表彰旗の受章に準ずる消防機関に授与される。

直近5年間の定例表彰受章者は表8のとおりである。

表8 表彰規程に基づく受章者数

種別 \ 年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
功労章	4	1	7	8	6
永年勤続功労章	78	80	78	77	76
表彰旗	1	1	1	-	-
竿頭綬	-	-	-	-	-

② 随時表彰

随時表彰は次の7種類で、時期に関係なく上申の都度表彰される。

特 別 功 勞 章 功労抜群で他の模範と認められる者に授与される。

顕 功 章 功労特に顕著な者に授与される。

功 績 章 功労多大な者に授与される。

国際協力功労章 国際緊急援助隊法に基づき当該地域に派遣され、その功労顕著な者に授与される。

顕 彰 状 職務遂行中に死亡した者に授与される。(上記表彰との重複受彰は不可)

表 彰 状 功労顕著な者で、特別功労章、顕功章、功績章を授与されるまでに至らない者のほか、消防施設の整備改善、防災思想の普及又は消防職・団員の教育等消防の発展に功績のあった者に授与される。

賞 状 功労が顕著と認められ、又は他の模範として推奨されるべき功績があると認められる者のほか、消防施設の整備改善、防災思想の普及等消防の発展に功績のあった者に授与される。

③ 消防賞じゅつ金

消防賞じゅつ金制度は、昭和37年度から消防表彰規程の中に取り入れられたもので、「殉職者賞じゅつ金」「障害者賞じゅつ金」及び「殉職者特別賞じゅつ金(昭和58年4月1日創設)」の3種類がある。賞じゅつ金は、災害に際し一身の危険を顧みることなく職務を遂行中に殉職し、又は障害を受けた功労顕著な者に対して、その功労の程度に応じて最高2,520万円(殉職者特別賞じゅつ金は3,000万円まで)が支給される。

(4) 閣議決定事項に基づく表彰

閣議決定に基づく表彰は、毎年7月1日の「国民安全の日」、9月1日の「防災の日」に功績顕著な者に対して表彰が行われている。この表彰には、内閣総理大臣が行うもの、防災担当大臣が行うもの、消防庁長官が行うものがあり、内閣総理大臣表彰は、消防庁長官が過去1年以内に表彰したもののうちから特に優秀と認められるものを内閣総理大臣に上申し表彰される。

また、昭和63年度から「119番の日」(11月9日)の表彰として、消防功労者に対する総務大臣表彰が行われており、平成23年度については、東日本大震災に際し特に顕著な功績があった団体が表彰された。

本県の令和5年度受章者はいない。

(5) 知事表彰

消防関係功労者に対する知事表彰は、昭和26年に制定された消防功労者表彰規定に基づき行ってきたものであるが、県が行う表彰制度の一元化により、この規定を廃止し、従前の内容を包含した新たな表彰規則(昭和42年9月1日宮城県規則第63号)を制定し、実施している。

また、消防賞じゅつ金規則(昭和47年3月3日宮城県規則第6号)が規定され、消防職・団員が消防業務に従事し、一身の危険を顧みることなくその業務を遂行して傷害を受け、そのため死亡又は重度障害の状態となった功労顕著な者に対して、その功労の程度により賞じゅつ金が支給されることになった。

さらに、殉職者特別賞じゅつ金も昭和59年4月1日に創設されている。

直近5年間の知事表彰受章者数は、表9のとおりである。

表9 知事表彰受章者数

年度別 区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
功労章	44	44	44	44	44	220
永年勤続章	415	415	414	400	370	2,014

(6) 公益財団法人日本消防協会表彰

日本消防協会で行う表彰は、日本消防協会表彰規定に基づいて行われるもので、「表彰旗」「竿頭綬」「功績章」「精績章」「勤続章」「現場功労章」の6種類である。

(7) 公益財団法人宮城県消防協会表彰

宮城県消防協会で行う表彰は、宮城県消防協会表彰規定に基づいて行われるもので、「表彰旗」「竿頭綬」「功績章」「永年勤続章」「勤続章」「現場功労章」「表彰状」「感謝状」の8種類である。

第3 本県における予防行政

1 火災予防運動

(1) 春季火災予防運動（令和5年3月1日から3月7日まで）

春は空気が乾燥し、季節風が強くなることなどから、火災が発生しやすい気象条件となる。特に、枯れ草への火入れ等により林野火災に発展してしまうケースが後を絶たないことから、一般住宅火災に加え林野火災予防に重点を置き、パネル展示等により、火災予防運動を行った。

(2) 秋季火災予防運動（令和5年11月9日から11月15日）

冬に向かって火を使用する機会が増えるため、火の取扱いの注意と住宅火災の防止の啓発に重点を置き、パネル展示等により、火災予防運動を行った。

(3) その他の火災予防運動

文化財防火デーなどの予防運動を展開する等各方面にわたって防火意識の高揚に努めた。

2 民間防火組織の育成

本県の火災発生の原因は、タバコの不始末、こんろ、たき火及び火入れ等の火の取扱いの不注意による失火が大半を占めており、火を使用する際の警戒を怠らなければ大幅に減少できるものである。

このことを踏まえ、県としては県内で約28万人の会員数を誇る女性防火クラブや同じく約2万人のクラブ員の幼年消防クラブの育成支援を行い、それらのクラブ員をとおして、県民一人ひとりの火災予防意識の高揚を図ることとしている。

(1) 幼・少年消防クラブ

火災予防意識を持続的に継続していくためには、幼少年時期からの教育・訓練が非常に重要である。このことから、県としては、消防学校においてこれらクラブの指導者に対しての研修会を実施し、クラブ活動の支援を行っている。

(2) 女性防火クラブ

家庭防火を地域で一体的に進めるために結成された女性防火クラブは、今や家庭内防火だけでなく、女性ならではの視点を活かした防火・防災のための実践活動や災害時の後方支援活動など、その役割・重要性は年々増加している。

このことから、県としては、県内の女性防火クラブの中心的組織である宮城県女性防火クラブ連絡協議会の活動を支援することにより、県内女性防火クラブの育成を行っている。

表 1 民間防火組織の現状

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

消防本部 区分	幼年消防クラブ		少年消防クラブ		女性防火クラブ	
	クラブ数	クラブ員数	クラブ数	クラブ員数	クラブ数	クラブ員数
仙台市	44	3,905	14	1,515	450	96,779
名取市	14	986	0	0	54	12,233
登米市	23	1,051	9	2,013	31	16,752
栗原市	11	325	0	0	1	5,237
黒川地域行政事務組合	23	2,059	3	39	55	14,927
石巻地区広域行政事務組合	51	2,835	31	961	6	429
塩釜地区消防事務組合	39	3,063	27	2,247	52	50,636
あぶくま消防本部	14	1,122	0	0	80	13,135
仙南地域広域行政事務組合	30	2,027	0	0	352	48,112
大崎地域広域行政事務組合	38	1,184	1	56	239	31,979
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	28	1,124	19	1,119	82	7,302
計	315	19,681	104	7,950	1,402	297,521

(3) 自主防災組織

災害による被害を予防し、軽減するため、地域住民が自主的に結成する防災組織である。

令和 5 年 4 月 1 日現在の県内の組織数は 4,469 である。区分毎の組織数を見ると、町内会が一番多く 3,905 で全体の 87.4%を占めている。

表2 自主防災組織の現状（令和5年1月1日現在）

区分	合 計	町内会	小学校	その他	規約策定数	構成員数
市町村別						
宮城県計	4,469	3,905	7	557	2,564	1,581,515
構成率	100.00%	87.38%	0.16%	12.46%	－	－
仙台市	1,365	1,351	0	14	0	792,695
石巻市	228	228	0	0	228	68,872
塩竈市	83	83	0	0	0	7,277
気仙沼市	193	145	0	48	145	4,780
白石市	193	102	0	91	193	30,603
名取市	178	120	4	54	178	38,963
角田市	80	79	0	1	0	25,473
多賀城市	57	47	0	10	47	62,066
岩沼市	58	58	0	0	56	855
登米市	300	300	0	0	300	74,228
栗原市	252	252	0	0	252	62,672
東松島市	79	79	0	0	79	38,683
大崎市	358	354	3	1	358	124,776
富谷市	55	38	0	17	51	19,647
蔵王町	47	20	0	27	20	3,979
七ヶ宿町	9	0	0	9	0	455
大河原町	40	40	0	0	40	9,862
村田町	46	21	0	25	46	5,323
柴田町	75	39	0	36	75	36,809
川崎町	13	13	0	0	13	4,721
丸森町	96	96	0	0	61	12,108
亘理町	119	68	0	51	0	33,270
山元町	24	24	0	0	24	11,500
松島町	52	0	0	52	52	10,219
七ヶ浜町	22	21	0	1	22	6,844
利府町	25	25	0	0	25	35,869
大和町	59	59	0	0	59	28,098
大郷町	44	22	0	22	44	7,710
大衡村	15	14	0	1	14	334
色麻町	49	24	0	25	49	1,996
加美町	79	79	0	0	0	1,580
涌谷町	40	0	0	40	0	6,006
美里町	58	58	0	0	58	9,300
女川町	3	3	0	0	0	554
南三陸町	75	43	0	32	75	3,388

※令和5年度消防防災・震災対策現況調査に基づき作成

3 無火災地域推進運動

火災のない地域づくりを推進するため通年運動として、消防関係行政機関と女性防火クラブ等民間防火組織が一体となって火災予防思想の普及啓発を図り、もって火災の発生を防止し、明るく住みよい無火災地域の推進を図ることを目的とし、無火災地域推進に功績のあった団体を表彰する等の運動を実施した。

4 消防設備士制度

昭和 40 年 5 月の消防法の一部改正により、消防用設備の工事又は整備は「消防設備士の資格を有する者が行わなければならない」と規定され、昭和 41 年 10 月から消防設備士制度が発足した。

消防設備士の試験については、危険物取扱者試験と同様に都道府県知事が実施することとされ、その後、昭和 58 年に指定試験機関制度の創設により、宮城県では、昭和 60 年度から財団法人（現：一般財団法人）消防試験研究センター宮城県支部に試験実施を委任している。

また、消防設備士は、都道府県知事が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない（消防法第 17 条の 10）とされており、宮城県では、一般社団法人宮城県消防設備協会に当講習実施を委託している。

さらに、永年にわたり消防用設備等の適正な工事又は整備及び保守点検に従事し、防火思想の普及及び火災の未然防止に功績のあった消防設備士の表彰を行った。

表 1 令和 5 年度消防設備士試験実施状況

区 分		受験者数(人)	合格者数(人)	合格率 (%)
甲 種	特類	15	10	66.7
	第 1 類	228	46	20.2
	第 2 類	59	15	25.4
	第 3 類	77	15	19.5
	第 4 類	326	120	36.8
	第 5 類	73	24	32.9
乙 種	第 1 類	37	9	24.3
	第 2 類	11	1	9.1
	第 3 類	11	3	27.3
	第 4 類	189	66	34.9
	第 5 類	25	7	28.0
	第 6 類	516	175	33.9
	第 7 類	111	74	66.7
合 計		1,678	565	33.7

表 2 令和 5 年度消防設備士免状交付状況

種 類		計	甲 種					乙 種							
			特 類	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 6 類	第 7 類
新規	交付	516	9	37	17	13	113	22	10	0	3	61	4	167	60
書 換	写真以外	8	・ 写真以外：氏名や本籍の書換 ・ 同時：新規交付、再交付又は写真書換と同時に申請した写真以外の書換												
	写真	276													
再交付		13													
同時		13													

表 3 消防設備士法定講習受講状況

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
申込者数	1,201	1,200	1,157	1,228	1,309
受講者数	1,179	1,184	1,143	1,215	1,289

第4 危険物行政

1 危険物規制の概要

危険物は発火性又は引火性を有する物品で、その性質ごとに消防法別表で第1類から第6類に分類し指定されている。一定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）としての位置・構造及び設備を一定基準に適合させ、行政機関の許可を受けなければならないほか、施設の使用にあたっては完成検査を受けなければならない。

危険物施設においては、甲種、乙種又は丙種危険物取扱者が自ら取扱うか、無資格者が甲種又は乙種危険物取扱者の立ち会いを受けて取扱う場合以外は、危険物の取扱いを行ってはならないほか、危険物の貯蔵・取扱い又は運搬についてもそれぞれの基準に従って行わなければならない。

2 危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）の現況

県内の危険物施設は、石油（ガソリン等）を中心とする第4類の危険物を貯蔵・取り扱うものがその大半を占めている。令和6年3月31日現在における危険物施設（完成検査済証交付施設）は、7,520件で、前年同期と比較し67件の減となった。

図1は危険物施設数の年別推移を表したものであり、表1は危険物規制対象施設を区分別に分類したものである。

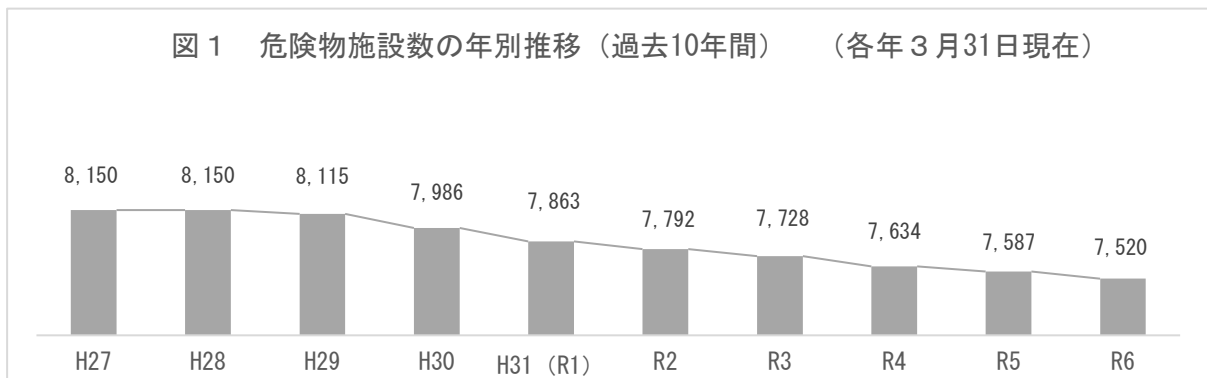


表1 宮城県内の危険物施設数（令和6年3月31日）

	計	製造所	小計	貯蔵所							小計	取扱所			
				屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所		給油 取扱所	販売 取扱所	移送 取扱所	一般 取扱所
許可施設数	7,520	31	5,353	828	818	134	1,558	12	1,879	124	2,136	1,085	10	13	1,028

3 危険物取扱者等の状況

（1）危険物取扱者試験の状況

危険物取扱者試験は、昭和34年4月の消防法一部改正により全国統一の資格試験となり、市町村長に代わり都道府県知事が実施することとなった。その後、昭和58年12月に指定試験機関制度が創設されたことにより、昭和60年度から宮城県知事の委任を受けた財団法人（現：一般財団法人）消防試験研究センター宮城県支部が試験を実施している。（表2）

表2 令和5年度危険物取扱者試験実施状況

区 分	受験者数	合格者数	合格率
甲 種	285人	85人	29.8%
乙 種	第1類	149人	82.6%
	第2類	160人	75.6%
	第3類	194人	75.8%
	第4類	4,515人	31.1%
	第5類	215人	72.6%
	第6類	187人	73.3%
丙 種	426人	169人	39.7%
合 計	6,131人	2,341人	38.2%

表3 令和5年度危険物取扱者免状交付状況

種 類		計	甲種	乙 種						丙種
				第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
新規	交付	1,887	71	103	105	114	1,137	129	115	113
書換	写真以外	34	※写真以外：氏名や本籍の書換							
	写真	2,844								
再交付		244	※同時：新規交付、再交付または写真書換と同時に、写真以外							
同時		204								
			外の書換を行った場合							

(2) 危険物取扱者保安講習の受講状況

製造所、貯蔵所又は取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない（消防法第13条の23）とされている。

このため、宮城県の委託を受けた社団法人（現：一般社団法人）宮城県危険物安全協会連合会が当講習を実施している。

表4 危険物取扱者保安講習受講状況

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申込者数	3,769	3,404	3,882	3,808	3,637
受講者数	3,723	3,363	3,851	3,763	3,587

4 自主保安体制の確立

危険物を取り扱う各事業所における自主保安体制の確立を図り、危険物の保安に対する県民の意識の高揚及び啓発を推進するため、危険物安全週間（令和5年6月5日から11日まで）において、ポスターの掲示や広報パンフレットの配布、県広報誌や新聞による広報のほか、関係市町村及び消防機関に対し危険物関係事業所への査察等の要請を行った。

第5 防災対策

1 震災対策

東日本大震災前においては、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価に基づき、発生の切迫度が高いとされていた宮城県沖地震に備えて、県をあげて震災対策を推進してきた。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波により甚大な被害をもたらす未曾有の大災害となり、津波避難のあり方など様々な課題が明らかになった。

そこで、震災からの復興を推進するとともに来るべき次の大規模震災に備えるため、従来の対策に加えて、今回の震災の教訓等を踏まえ、各種計画及びマニュアル等の見直しや防災意識のさらなる普及啓発等の取組を進めている。

(1) 震災対策推進条例

県民総ぐるみによる震災対策を推進する気運を高めるため、平成20年10月23日に制定した震災対策推進条例（平成21年4月1日施行）について、東日本大震災の教訓等を踏まえ改正を行った（平成26年4月1日施行）。

(2) 行動計画（アクションプラン）

発生が危惧されていた宮城県沖地震への備えは県民の安全・安心の確保の点から県政の重要課題であり、震災対策を推進していく必要があることから、「震災対策推進条例」に掲げる基本理念を具体化した「みやぎ震災対策アクションプラン」（平成21年度から24年度まで）を策定し、震災対策事業の着実な推進を図ってきたが、東日本大震災後は、沿岸部の「まちづくり」が復興途中のため、減災目標が設定できないなどの理由から、令和2年度までは「宮城県震災復興計画」を、令和3年度からは「新・宮城の将来ビジョン」を同条例に基づく計画とみなし推進を図っている。

なお、令和5年度で下記の地震被害想定調査が完了したことを受けて、令和6年度に、以後10年間の行動計画となる「第3次みやぎ震災対策アクションプラン」を策定する予定である。

(3) 地震被害想定調査

宮城県では、昭和53年の宮城県沖地震を契機とし、平成12年発表の「宮城県沖地震の長期評価」を踏まえて、地形情報や地質情報などの地盤条件等をもとに想定地震に対する地震動、津波を予測し、その結果から人的被害、建物被害などを算出する地震被害想定調査を実施しており、この調査結果をもとにハード、ソフトの各種施策を行い、地震に強い地域づくりを進めてきた。

平成22年度から平成23年度までの2カ年計画で、第四次地震被害想定調査に着手したが、東日本大震災の発生により被害想定対象の社会条件が大きく変化したことから、中間報告をもって同調査は完了とした。

その後、被災市町村において復興に向けたまちづくりがある程度進展したと判断されたことから、令和3年度から令和5年度の3カ年にかけて第五次地震被害想定調査を実施し、被害想定を行うとともに、宮城県地域防災計画の基本方針（地震・津波による被害の最小化）の達成に向け、期限を定めた中期的な減災目標を設定した。

(4) 緊急地震速報の整備

緊急地震速報については、平成 19 年 10 月から一般への提供が開始されているが、県では、仙台管区气象台と連携して、広く県民に周知するとともに、平成 20 年度に県庁行政庁舎に 1 台、平成 21 年度に県議会庁舎、警察本部庁舎、大河原、仙台、大崎、栗原、石巻、登米、気仙沼、南三陸各合同庁舎、図書館、美術館、循環器呼吸器病センター、精神医療センター、がんセンターに各 1 台（計 15 台）を導入した。

なお、組織改編等により、現在では計 11 台を設置し来庁者等の安全の確保を図っている。

※設置場所（県庁行政庁舎、警察本部庁舎、大河原、仙台、大崎、栗原、石巻、登米、気仙沼各合同庁舎、図書館、美術館）

(5) 出前講座の実施

今後発生が予想される大規模な地震に備えるため、地域や企業等からの申込みに基づき、職員を講師として派遣する出前講座を実施している。

(6) 宮城県津波対策ガイドライン

「宮城県津波対策ガイドライン」は、大地震等による津波に対応するため、過去の津波被害を踏まえ、沿岸市町や防災関係機関等を構成員とする「宮城県津波対策連絡協議会」（平成 14 年 10 月設置）において、沿岸市町等の「津波避難計画策定指針」として、平成 15 年 12 月に策定した。

その後、東日本大震災で明らかになった課題等を踏まえ、県民の命を守ることを第一に、津波襲来時に住民等の円滑な避難を可能とするための津波避難計画の策定や防災意識の啓発、避難訓練の実施等について整理し、平成 26 年 1 月に大幅な改定を行った。

また、平成 28 年 11 月の福島県沖を震源とする地震による津波への対応の課題、国の「避難勧告等に関するガイドライン」や「水害ハザードマップ作成の手引き」等の策定等を踏まえ、平成 29 年 10 月に改定を行った。

さらに、令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、避難勧告・避難指示の一本化等が行われたことから、令和 3 年 6 月に改定し、その後、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、令和 4 年 5 月に宮城県津波浸水想定の設定・公表を行ったことから、これを踏まえて、令和 4 年 8 月に改定を行った。

(7) 宮城県防災指導員養成講習の実施

震災対策推進条例に基づき宮城県防災指導員養成講習を実施した。本講習では、防災に関する知識及び技能等の修得を通じて地域や事業所等における防災リーダーを養成しており、令和 5 年度においては地域防災コースを 13 回、企業防災コースを 1 回の計 14 回開催した。また、既に宮城県防災指導員に認定されている住民に対して実施するフォローアップ講習の地域防災コースを 8 回、企業防災コースを 1 回の計 9 回開催した。

2 林野火災対策用資機材の整備

林野火災は、その特殊性により高度な防ぎょ戦術が求められ、また資源保護の観点や火災発生時の県民に与える社会的影響は非常に大きなものがあります。また近年の自然志向の高まりにより、登山、トレッキング、ハイキングがブームとなっているほか、キャンプ等の森林レジャーの定着とも相まって、山や森林に入る者が増加しており、林野火災の発生危険も高まっています。

宮城県では、昭和 58 年 4 月に、2 市 3 町にまたがり発生した大規模林野火災の教訓も踏まえ、空中消火用資機材の備蓄数量を増強する等、林野火災対策用資機材の整備を図っています。

また、初期消火活動の充実と迅速化を図るため、平成 10 年 2 月から陸上自衛隊に林野火災用消火バケツ 6 基（東北方面航空隊 4 基・第 6 飛行隊 2 基）を預託しています。

3 石油コンビナート等防災資機材の整備

石油コンビナート等特別防災区域に係る防災体制強化のため、宮城県防災資機材センター等における資機材等の備蓄状況は表 6 のとおりである。

また、資機材の性能推進を図るため必要に応じて検査を実施している。

表 6 資機材等の備蓄状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

配置場所 資機材名	宮城県防災 資機材センター	塩釜地区 消防事務組合	石巻地区広域 行政事務組合	気仙沼・本吉地域 広域行政事務組合
オイルフェンス	2,300m			
水成膜消火剤	54,000ℓ			
油処理剤	13,140ℓ			
油吸着材	4,220 kg	770 kg	240 kg	306 kg

4 石油コンビナート等防災計画

石油コンビナート等災害防止法第 31 条の規定に基づき、県内の「石油コンビナート等特別防災区域」である「仙台地区」と「塩釜地区」における災害の発生及び拡大防止措置を実施し、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、「宮城県石油コンビナート等防災計画」を作成し、必要な修正を行っている。

5 石油コンビナート等防災訓練

宮城県沖地震及び東日本大震災による災害の教訓を踏まえ、さらに宮城県沖地震の再来が高い確率で予想されている今日、宮城県石油コンビナート等防災計画に基づき、防災関係機関と特定事業所の緊密な連携によって防災訓練を行い、災害応急対策のための実践的技術の向上と一体的防災活動体制の確立を図り、併せて事業所従業員及び周辺住民の防災意識の高揚を図る目的で訓練を実施している。令和 5 年度は、塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域において、震度 6 弱の地震により区域内の危険物施設等が被害を受けたとの災害想定で、防災関係機関 13 機関 162 名が参加し、陸上、海上及び航空部門の各種訓練を実施した。

6 林野火災防ぎょ訓練

林野火災の特殊性及び資源保護の重要性を考慮し、防災関係機関が共同で訓練を実施することにより、関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、防ぎょ技術の向上と防災思想の普及を図ることを目的に、例年、輪番により各市町と連携し林野火災防ぎょ訓練を開催しています。

令和5年度は栗原市と共催により下記のとおり実施しました。

(1) 日 時

令和5年5月28日（日）午前9時45分から正午まで

(2) 場 所

主 会 場：栗原市一迫中央公園（栗原市一迫柳目字寺下地内）

臨時ヘリポート：サン・スポーツランド栗駒（栗原市栗駒岩ヶ崎裏山221）

(3) 当該訓練の概要（特色）

当該訓練は、林野火災発生時における防災活動の円滑化に資するため、地域の特性を考慮した実践的なものとし、関係機関相互の連携及び消防職・団員の火災防ぎょ技術の向上を目指すことを目的に実施するものであり、大規模な林野火災を想定した、発災市町村、近隣市町村からの消防応援要請をするとともに、消防機関のほか、陸上自衛隊・警察その他防災関係機関のほか被災市町村の協力団体・機関を交え連携した活動を展開し訓練を実施する。

(4) 主な訓練種目

(1)集結訓練、(2)通報・初期消火訓練、(3)災害映像伝送訓練、(4)情報収集伝達・上空偵察・広報訓練、(5)火災防ぎょ訓練、(6)空中消火訓練、(7)緊急輸送訓練、(8)地上偵察訓練、(9)緊急水利確保訓練、(10)延焼阻止・防火線設定訓練、(11)飛び火警戒訓練、(12)遠距離送水訓練、(13)残火処理・残火確認訓練、(14)炊き出し訓練、(15)交通規制訓練

7 みやぎ県民防災の日（6・12）総合防災訓練

(1) 目的

昭和53年6月12日発生の「宮城県沖地震」、平成23年3月11日発生の「東日本大震災」等の災害経験を基に、今後も起こり得る大規模地震・津波等に備えるため、毎年、震災対策推進条例に定める「みやぎ県民防災の日」（6月12日）に合わせ、宮城県地域防災計画及び市町村地域防災計画に基づき、県、市町村、防災関係機関等が一体となって住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各種災害対応訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(2) 日時

令和5年6月9日（金）

(3) 場所

宮城県行政庁舎、ドコモ東北ビル、市町村役場 ほか

(4) 訓練方法

ロールプレイング方式による図上訓練（シナリオ提示型）

(5) 訓練想定

- ・ 令和5年6月7日に北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信され、県は警戒本部を設置した。
- ・ 同月9日に三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0、最大震度6強 の地震が発生し、当該地震に起因する津波が発生した。
- ・ 行政庁舎と光回線基地局間で回線途絶し、県庁舎において一切の光回線が途絶した。
- ・ モバイル通信基地局の設備故障等により行政庁舎周辺地域でモバイル通信使用不可となった。
- ・ 本部長（知事）が出張により不在。

(6) 参加機関

各消防本部（局）、陸上自衛隊（東北方面総監部、第6師団司令部、第22即応機動連隊、第2施設団）、海上自衛隊（横須賀地方総監部）、航空自衛隊（第4航空団、松島救難隊）、東北防衛局、仙台管区气象台、第二管区海上保安本部、東北地方整備局、東北運輸局、東北総合通信局、国土地理院東北地方測量部、東北電力（株）宮城支店、東北電力ネットワーク（株）宮城支社、NTT東日本（株）宮城事業部、宮城県トラック協会、東日本高速道路（株）東北支社、認定NPO 法人ジャパン・プラットフォーム、（株）NTTドコモ東北支社、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）、みやぎ生活協同組合、イオン東北（株）仙台事務所、日本赤十字社宮城支部、DMAT 等関係医療機関、県警本部等

8 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）

Miyagi Integrated Disaster prevention Online system for Rapid and accurate Information

(1) 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）の概要

① 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）の役割

- ・ 初動体制を迅速に確立させ、災害による被害を最小限に抑えます。
- ・ 県内の被害情報を迅速に収集し、防災関係機関で相互に情報を共有、応急対策を実施する等、相互応援に役立てます。
- ・ 大規模災害時には、膨大な量の情報を整理、様々な情報を一元的に管理し、災害対策の判断に大きな役割を果たします。
- ・ 災害情報共有システム（Lアラート）と連携し、災害・被害情報のほか、避難情報や避難所開設状況、支援情報、自治体からのお知らせ等について、公共メディアを通じ県内住民に提供します。

② 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）の特徴

- ・観測された震度情報をもとに県内各地のリアルタイム被害予測を行うことができます。
災害発生直後の情報空白期において、初動体制を確立することができます。
- ・GIS（地理情報システム）を利用し、被害地点情報、被害状況、被害現場の画像等を一元的に管理できます。避難所情報や危険箇所情報等を併せて地図上に表示、情報の視覚化を図ることができます。
- ・『みやぎハイパーウェブ』を利用して、各種気象・地象情報や防災情報を、県、市町村、消防本部等で共有ができ、広範囲に渡る災害、多数の負傷者が発生した場合等には、関係機関が情報を共通、広域応援が可能です。
- ・携帯メールを使った職員招集等、モバイル技術を活用したシステムです。
- ・気象庁から発表される注意報・警報をいち早く市町村・消防本部に通知します。

③ 機器構成

- ・サーバ 22 台、クラウドシステム 一式
- ・端末（クライアント） 汎用PC（各部局、地方振興事務所・地域事務所、市町村、消防本部（局）等）

④ 連携している情報システム

- ・気象庁地域気象資料伝送網（L-ADESS）
- ・気象庁防災情報提供装置
- ・宮城県河川流域情報システム（MIRAI）
- ・宮城県震度情報ネットワークシステム
- ・宮城県地域衛星通信ネットワーク
- ・宮城県道路GISシステム
- ・災害情報共有システム（Lアラート）

（２）MIDORIの機能

① 気象情報の収集

仙台管区気象台の地域気象観測システムから配信される、各種予警報及びアメダス情報を自動収集

② 地震情報の収集

県内に設置した震度計から地震情報を自動的に収集する機能（宮城県震度情報ネットワークシステムとの連携）

③ 河川情報の収集

宮城県河川流域情報システム（MIRAI）から各観測局の雨量及び河川水位、水防警報等の収集機能

④ 気象予警報通報

気象予警報を自動的に県地方支部（地方振興事務所・地域事務所）・市町村や消防本部等防災関係機関へ配信する機能

⑤ クラウド及びオンプレシステムとの連携による情報収集・配信

クラウドサーバとのインターネット接続により、関係機関はシステム画面上で各種情報を確認できるとともに、本部設置、避難・避難所情報、被害情報等の入力報告が可能

また、オンプレシステムでは各機関は設置の専用端末からイントラネット経由によりヘリ映像、河川情報の閲覧、過去災害履歴の検索が可能

⑥ 映像処理配信

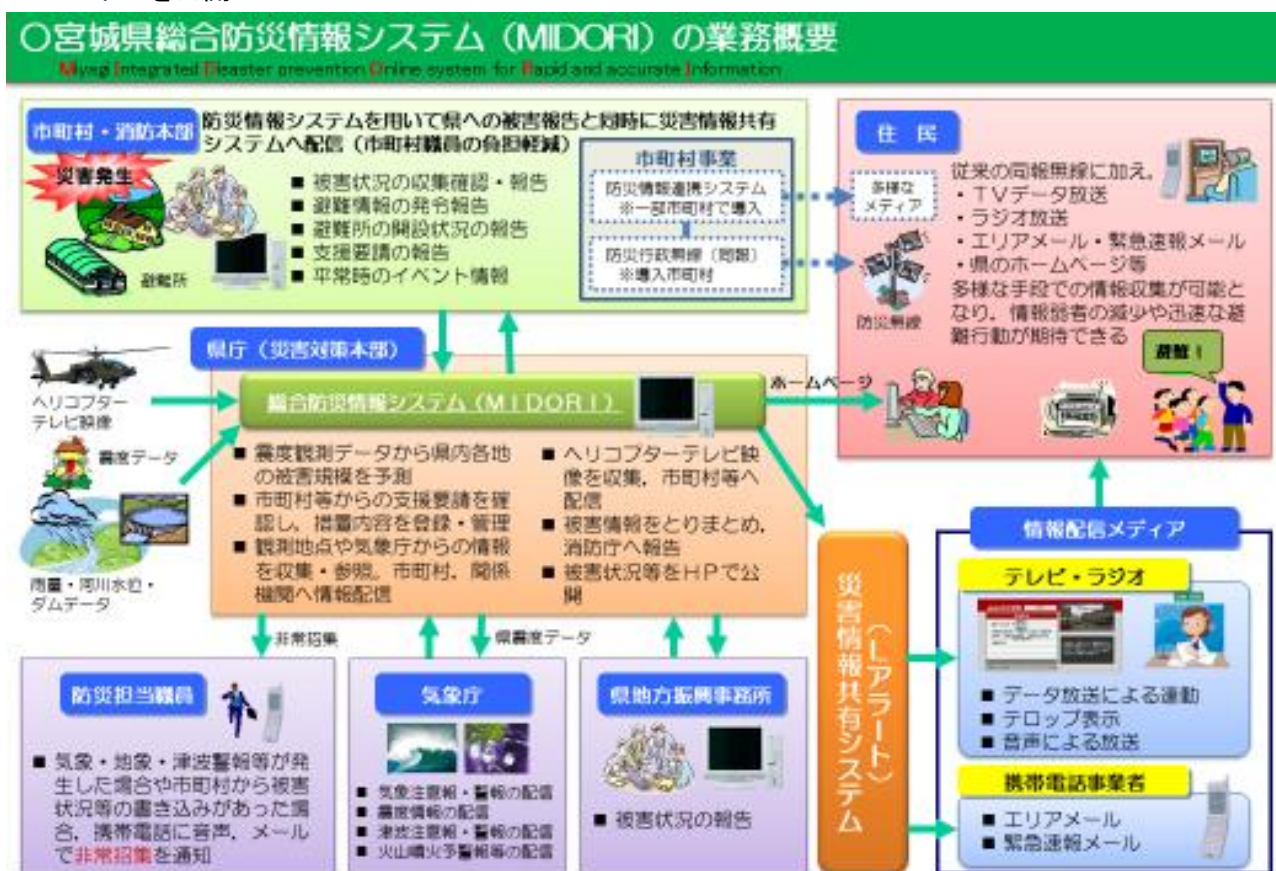
98インチスクリーンをはじめとした各種スクリーンにより、防災機関が所有するヘリコプターテレビからの災害関係映像情報を表示するほか、庁内各課室に映像を配信する機能

⑦ 他情報システムとの連携

収集した観測情報を、気象庁、仙台管区气象台、県河川流域情報システム（MIRAI）、災害情報共有システム（Lアラート）等との連携により、相互の情報交換が可能

⑧ 一般向け防災情報ポータルサイト

一般向けに、気象情報、避難情報、避難所情報、お知らせ・緊急情報、ハザードマップ情報、河川水位・雨量等、総合防災情報システムで保有する各種情報を掲載する、一般向けポータルサイトを公開



9 防災ヘリコプター「みやぎ」

(1) 導入の目的

社会経済情勢の変化に伴い、複雑多様化する各種災害に際し、消防防災体制の充実強化を図り、消防防災活動の一層の迅速化、広域化を推進する必要がある。このため、県では防災ヘリコプターを導入し、その機動性を活用した災害時の早期の被害状況把握、救急患者の搬送や人命の救助、空中消火など広域的な航空消防防災活動を積極的に展開している。

(2) 用途

防災ヘリコプターは、高速飛行、空中停止、垂直離着陸などヘリコプターの有する機動性を有効に活用した次の業務を行っている。

- ・災害応急対策活動（被害情報の収集、住民への情報伝達、緊急物資等の搬送）
- ・救急活動（交通遠隔地からの傷病者搬送、医師等の搬送、転院搬送）
- ・救助活動（山岳遭難事故等における捜索、救助）
- ・火災防ぎょ活動（大規模火災における情報収集、資機材等輸送、空中消火）
- ・広域航空消防防災応援活動（大規模地震災害等における東北各県等との相互応援）
- ・一般行政活動（県政広報、撮影、調査）

(3) 運航体制

空中からの救助、消火活動や救急活動などの消防防災業務を円滑に遂行するため、平成4年4月に防災ヘリコプター管理事務所を設置し、各消防本部から救急・救助の経験を有する職員の派遣を受けて防災航空隊（隊員9名）を組織している。また、防災ヘリコプターの運航は民間会社（東北エアサービス株式会社）に委託している。平成13年4月1日からは、県と仙台市による隔日交替の24時間運航を開始し、夜間時においても救急活動や災害時における上空調査等の実施が可能となった。

その後、平成23年3月11日の東日本大震災で発生した津波により宮城県防災ヘリコプター管理事務所を含む仙台市消防ヘリポートが被災したことから24時間運航体制は一時休止となったが、平成25年8月からは、宮城県防災航空隊及び仙台市消防航空隊ともに仙台空港周辺の民間敷地内に仮設事務所を設置し、24時間運航体制を再開した。

平成30年3月には、仙台国際空港隣接地（岩沼市空港西1丁目15）に防災ヘリコプター管理事務所を再建し、隣接して設置された仙台市消防航空隊庁舎とともに、同年4月から恒久的施設での防災ヘリコプターの運航を開始した。

(4) 防災ヘリコプターの機種及び装備品

防災ヘリコプターの機種は安全性、運航実績、経済性等から川崎式BK117B-1型（川崎重工業株式会社製）に決定し、平成4年4月から本格運航を開始した。その後、1,200時間点検時に改修を行い、川崎式BK117B-2型とした。平成20年3月には、機体の老朽化等のため、機体性能の向上した川崎式BK117C-2型に更新を図った。

しかし、東日本大震災で発生した津波により防災ヘリコプターが被災したため、東日本大震災関係の消防・防災活動については、平成23年3月11日から8月6日まで設置された災害

対策本部事務局ヘリコプター運用調整班において他機関と連携を図りながら活動を行った。

平成24年度については、民間から借りた代替機で消防・防災活動を行っていたが、平成25年6月に消防庁からの無償貸与機体（A S 365 N 3 +）が納入され、より安全に活動ができるよう防災航空隊員・操縦士の習熟訓練を十分に行い、平成25年8月から本格的に緊急運航を再開した。主な装備品は救急搬送資機材、救助用降下装置、救助用吊り上げ装置、機外貨物吊り下げ装置、広報装置等となっており、また同年にヘリサットシステムも導入され、調査等における映像配信が可能となった。

（５）ヘリポート等の整備

運航基地（メインヘリポート）については、仙台市消防ヘリポート（平成13年2月1日供用開始、仙台市若林区荒浜字今切29-2）を活動拠点としてきたが、上記のとおり被災したため、運航管理業務を委託している東北エアサービス株式会社敷地内に仮設事務所を設置し活動していた。

平成30年3月に、仙台国際空港隣接地（岩沼市空港西1丁目15番）での再建が完了し、同年4月から、新たな運行基地において、仙台市消防航空隊とともに活動を開始している。

県内の飛行場外離着陸場等は、205箇所が選定されている（令和5年1月現在）。

（６）他消防防災機関との連携応援体制

消防防災ヘリコプターが全国的に普及し、救急医療体制との連携や広域航空応援体制の確立など総合的な消防防災体制のネットワークの形成が進められている。本県においても、協定の締結等により他消防防災機関との連携応援体制の充実を図っている。

表 8 令和5年宮城県防災ヘリコプター運航状況

(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)

区分		月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計	総計
災害 出動	災害 応急活動	件数														59 件 (4) 47:48 (1:07)
		時間														
	救急活動	件数				1	1	1	1	2		2			8	
		時間					0:36	0:17	0:20	0:31		0:49			2:33	
	救助活動	件数					3	4	3	1	1	4	1 (1)		17 (1)	
		時間					0:59	2:32	2:56	0:43	0:47	3:58	0:56 (0:29)		12:51 (0:29)	
	火災防ぎょ 活動	件数			4	4 (1)	2				1				11 (1)	
		時間			0:30	5:08 (0:08)	1:51				0:12				7:41 (0:08)	
	広域航空消防 防災応援活動	件数			2	1	3 (1)	2			2	2	10 (1)	1	23 (2)	
		時間			4:53	1:10	2:28 (0:04)	1:24			1:30	1:05	8:25 (0:26)	3:48	24:43 (0:30)	
	小計	件数			6	6 (1)	9 (1)	7	4	5	4	16 (1)	2 (1)		59 (4)	
		時間			5:23	6:18 (0:08)	5:54 (0:04)	4:13	3:16	2:44	2:04	13:12 (0:26)	4:44 (0:29)		47:48 (1:07)	
災害予防活動	広報活動	件数														12 件 12:29
		時間														
	調査	件数			5		3	1	1		2				12	
		時間			5:18		3:39	1:25	0:30		1:37				12:29	
	小計	件数			5		3	1	1		2				12	
		時間			5:18		3:39	1:25	0:30		1:37				12:29	
消防 防災 訓練活動	乗組員訓練	件数			12	14 (1)	15 (2)	16 (1)	8	12	11	13	7 (1)		108 (5)	123 件 (5) 160:25 (2:40)
		時間			24:23	22:51 (1:00)	18:47 (0:36)	18:59 (0:05)	8:22	13:00	11:54	13:18	10:25 (0:59)		141:59 (2:40)	
	県関係 防災訓練	件数					1	1			1	1			4	
		時間					1:50	0:16			0:46	0:38			3:30	
	市町村消防 防災訓練	件数						3			1		2		6	
		時間						2:30			0:15		1:10		3:55	
	広域協定等 に伴う訓練	件数						1	1		1		1		4	
		時間						0:50	1:42		1:03		6:30		10:05	
	その他の 訓練等	件数									1				1	
		時間								0:56					0:56	
小計	件数			12	14 (1)	16 (2)	21 (1)	9	13	14	14	10 (1)		123 (5)		
	時間			24:23	22:51 (1:00)	20:37 (0:36)	22:35 (0:05)	10:04	13:56	13:58	13:56	18:05 (0:59)		160:25 (2:40)		
一般行政活動		件数					1	1							2	2 件 2:30
		時間					1:10	1:20							2:30	
整備		件数		8	9	2	1	2		2	2	1			27	27 件 22:53
		時間		6:47	13:34	0:30	0:08	0:39		0:25	0:33	0:17			22:53	
その他		件数		2					6	3	4	8	4		27	27 件 24:37
		時間		0:22					5:35	3:00	3:50	7:40	4:10		24:37	
合計		件数		10	32	22 (2)	30 (3)	32 (1)	20	23	26	39 (1)	16 (2)		250 (9)	250 件 (9) 270:42 (3:47)
		時間		7:09	48:38	29:39 (1:08)	31:28 (0:40)	30:12 (0:05)	19:25	20:05	22:02	35:05 (0:26)	26:59 (1:28)		270:42 (3:47)	
運航休止日数		日数	31	28	7	4	3	2	5	1	1	4	12	31	129	

10 宮城県防災行政無線

地域衛星通信ネットワークを利用した衛星系無線局を本庁・合同庁舎・市町村・消防本部等に設置し、併せて、従来の地上系防災行政無線の機能の拡充・強化を行い、平成13年4月から衛星系と地上系の2系統で運用している。

(1) 衛星系

(一財)自治体衛星通信機構(lascom)の地域衛星通信ネットワークを利用し、構築している。

東経162度の赤道上空約3万6千kmの静止衛星「スーパーバードB3号機」を介して、電話、FAX、映像等の情報伝達を行う。

静止衛星のため、日本全国をカバーする広域性を持ち、回線設定が容易であるため、災害時における情報伝達機能の充実・強化が図られている。

※ 衛星系地球局 計71局

- ・ 県庁局 1局
- ・ 合同庁舎局 7局 (大河原、仙台、大崎、栗原、登米、石巻、気仙沼)
- ・ 市町村局 34局 (仙台市を除く市町村)
- ・ 消防本部局 10局 (仙台市消防局を除く。別途仙台市で管理している)
- ・ 県出先事務所局 3局 (平成30年4月1日から防災ヘリコプター管理事務所追加)
- ・ 防災関係機関局 4局
- ・ 可搬局 11局
- ・ ヘリサット局 1局

(2) 地上系

多重無線、単一无線、及び移動無線により通信網を構築している。

多重無線回線において、電話回線及びFAX一斉回線については、県内各地に点在する無線中継所により通信路を海側ルート・山側ルートの2ルートを構築しており、一方の回線に障害があっても無線による通信には支障がないように冗長構成としている。

※ 地上系固定局 計92局

- ・ 県庁局 1局
- ・ 中継局 17局
- ・ 合同庁舎局 7局 (大河原、仙台、大崎、栗原、登米、石巻、気仙沼)
- ・ 市町村局 35局 (県内全市町村)
- ・ 消防本部局 11局
- ・ 県出先事務所局 10局
- ・ 防災関係機関局 8局

※ 移動無線 計11局

- ・ 陸上移動局(携帯型) 11局

11 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平成7年阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設され、平成15年6月の消防組織法改正により、緊急消防援助隊が法制化（平成16年4月施行）されたもので、通常それぞれの消防本部の管内で活動を行っている消防部隊から大規模災害時に臨時に編成し、国内における大規模災害又は特殊災害の発生に際し、消防庁長官の求め又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により、都道府県単位で構成される消防応援部隊である。

東日本大震災においては、法制化以降初の消防庁長官の指示により、宮城県沿岸部をはじめ岩手県及び福島県等において、延べ31,166隊109,919人が出動し、88日間にわたり、消火、救急、救助等の活動を展開した。また、令和元年東日本台風においては、宮城県、福島県、長野県への消防庁長官指示の求め又は指示を受け14都道県延べ809隊2,978人が出動し、6日間にわたり、救助、行方不明者の捜索、情報収集活動を展開した。

（１）編成

全国での緊急消防援助隊の規模は令和5年4月現在で、登録隊数は6,949隊であり、構成隊は、指揮支援部隊として、統括指揮支援隊及び指揮支援隊並びに航空指揮支援隊、都道府県大隊として、都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害（毒劇物等、大規模危険物火災等、密閉空間火災等）中隊、特殊装備中隊（遠距離送水、消防活動二輪、震災対応、水難救助、その他）、統合機動部隊、そのほか航空部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊から構成されている。

（２）緊急消防援助隊宮城県大隊の登録

宮城県大隊の登録隊は下表のとおりとなっている。（令和5年4月1日現在）

消防本部名		統括 指揮 支援 隊	指 揮 支 援 隊	航 空 指 揮 支 援 隊	都 道 府 県 大 隊 指 揮 隊	統 括 機 動 部 隊	部 隊 指 揮 隊	土 砂・ 風 水 害 機 動 支 援 隊	消 火 小 隊	救 助 小 隊	救 急 小 隊	後 方 支 援 小 隊	通 信 支 援 小 隊	特殊災害小隊				特殊装備小隊				航 空 小 隊	航 空 後 方 支 援 小 隊	合 計	
														毒 劇 物 等 対 応 小 隊	等 大 規 模 危 険 物 火 災 小 隊	密 閉 空 間 火 災 小 隊	送 水 距 離 小 隊	特 殊 災 害 対 小 隊	水 難 救 助 小 隊	そ の 他 特 殊 装 備 小 隊	小 隊 数			複 除 く	
仙台	仙 台 市 消 防 局	1	2	1	1	1	1	1	13	3	7	6	1	4	3	1	2	1	1	3	2	1	56	50	
塩釜ブロック	塩釜地区消防本部				1			1	3	1	2	1								1			10	9	
	石巻地区広域行政事務組合消防本部								7	2	3	1											13	13	
	黒川地域行政事務組合消防本部								3		1	1											5	5	
	ブロック内小計	0	0	0	1	0	0	1	13	3	6	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	28	27	
大崎ブロック	大崎地区広域行政事務組合消防本部				1				5	1	3	1								2			13	13	
	栗原市消防本部								3	1	1	1											6	6	
	登米市消防本部								3		2	1											6	6	
	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部								4	1	2	1							1			9	9		
	ブロック内小計	0	0	0	1	0	0	0	15	3	8	4	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	34	34	
仙南ブロック	仙南地域広域行政事務組合消防本部				1				6	1	2	2								1			13	13	
	名取市消防本部								3		1	1											5	5	
	あぶくま消防本部								2		2	2											6	6	
	ブロック内小計	0	0	0	1	0	0	0	11	1	5	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	24	24	
宮城県				1																	1	1	3	3	
宮城県合計		1	2	2	4	1	1	2	52	10	26	18	1	4	3	1	2	1	1	8	3	2	145	138	

(3) 宮城県大隊の出動

① 平成 28 年台風第 10 号の被害

平成 28 年台風第 10 号の被害により岩手県知事から緊急消防援助隊の応援要請が行われ、消防庁長官からの出動の求めにより本県大隊の陸上隊が岩手県（岩泉町）に初めて出動した。51 隊 193 名が出動し、8 月 31 日から 9 月 9 日まで 10 日間で延べ 575 隊 2,169 名（重複隊含む）が活動した。主な活動内容は、河川の氾濫により流されてきた流木等を排除しながらの要救助者捜索やヘリコプターによる孤立者の救出・救急搬送等を行った。

② 平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震

平成 30 年 9 月 6 日 3 時 7 分頃の北海道胆振地方中東部を震源とする地震（マグニチュード 6.7（暫定値）、最大震度 7：厚真町）により、北海道胆振地方を中心とした広い範囲で人的、物的被害が発生した。最大震度 7 を記録した厚真町では、山の斜面崩壊が多発し、流出した土砂により多くの建物が全壊、多数の死者を出す大きな被害となった。

「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に規定する迅速出動及び北海道知事からの応援要請（6 日）に基づき、1 道 1 都 10 県から緊急消防援助隊が出動し、主に厚真町にて活動を実施した。

宮城県大隊も上記要請に基づき、9 月 6 日から 9 月 11 日までの 6 日間、陸上隊及び航空部隊延 34 隊 126 名の部隊を派遣し、厚真町での救助・救急活動を実施した。

陸上隊は、自衛隊及び警察等の関係機関と連携し、土砂に埋もれた事故現場で重機等を用いた捜索救助活動を実施するとともに、傷病者の救急搬送等を実施した。

航空隊は、ホイスト等による救助活動、傷病者の救急搬送、ヘリテレ等を用いた情報収集活動を実施した。

(4) 訓練

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練は、大規模災害活動時における緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を目的に、平成 8 年度から全国を 6 ブロックに区分して毎年実施しており、令和 5 年度、本県が属する北海道・東北ブロックについては、岩手県宮古市を訓練会場として、2 日間で図上訓練及び実動訓練を実施した。

図上訓練については、岩手県庁及び宮古地区広域行政組合消防本部等を会場として、消防応援活動調整本部設置・運営訓練並びに指揮本部及び指揮支援本部設置・運営訓練等を実施し、実動訓練においては、宮古市の宮古港藤原埠頭を主会場として、北海道・東北ブロックの消防機関等 220 隊、1,228 名が参加した。

第6 救急・救助業務

1 救急・救助業務実施体制の現況（令和6年4月1日現在）

（1）消防本部数 11 本部（単独4 組合7）

（2）救急業務実施市町村 35 市町村（14 市 20 町 1 村）

救急隊数 103 隊
 救急隊員数 1,172 人（専任 467 人、兼任 705 人）
 救急救命士数 542 人（専任 343 人、兼任 199 人）
 救急自動車 128 台

（3）救助業務実施市町村 35 市町村（14 市 20 町 1 村）

救助隊数 30 隊
 救助隊員数 391 人（専任 169 人、兼任 222 人）
 救助工作車 21 台

2 救急業務の実施状況

（1）救急出場件数及び搬送人員（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

令和5年中における県内の救急業務の実施状況を見ると、救急出場件数 130,226 件、搬送人員が 112,950 人で、出場件数は 6.3%の増、搬送人員は 6.9%の増となった。これは1日平均約 357 件（前年 335 件）で約 4.0 分（前年 4.3 分）に1件の割合で救急隊が出場し、県民約 20 人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

表1 救急出場件数及び搬送人員

（各年1月1日～12月31日）

	救急出場 件数 (A)	対前年 増加率	搬送人員	対前年 増加率	(A)のうち 交通事故に よる件数 (B)	構成比 (B) / (A) × 100	(A)のうち 急病による 件数 (C)	構成比 (C) / (A) × 100
平成24年	98,228	△5.3%	88,079	△6.2%	8,174	8.3%	60,598	61.7%
平成25年	98,694	0.5%	88,987	1.0%	7,957	8.1%	61,212	62.0%
平成26年	101,344	2.7%	90,927	2.2%	7,829	7.7%	63,357	62.5%
平成27年	103,126	1.8%	92,543	1.8%	7,521	7.3%	65,093	63.1%
平成28年	103,755	0.6%	94,288	1.9%	7,107	6.8%	66,604	64.2%
平成29年	106,048	2.2%	96,185	2.0%	7,251	6.8%	68,320	64.4%
平成30年	109,590	3.4%	99,600	3.6%	6,884	6.3%	71,283	65.0%
令和元年	112,997	3.1%	101,893	2.3%	6,181	5.5%	74,614	66.0%
令和2年	100,737	△10.8%	90,199	△11.5%	5,373	5.3%	65,679	65.2%
令和3年	106,767	6.0%	95,348	5.7%	5,273	4.9%	69,991	65.6%
令和4年	122,457	14.7%	105,643	10.8%	5,700	4.7%	82,882	67.7%
令和5年	130,226	6.3%	112,950	6.9%	5,570	4.3%	88,948	68.3%

図1 事故種別救急出場件数

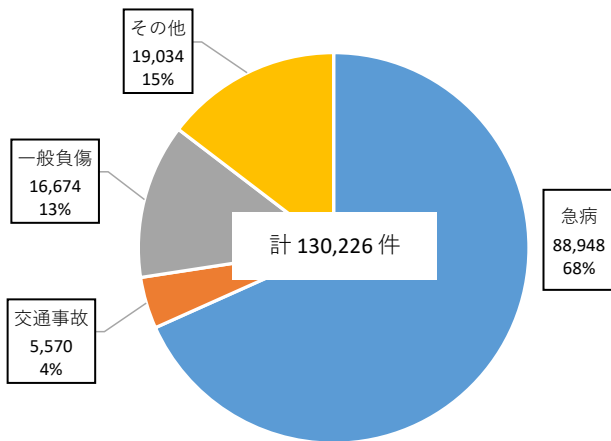


図2 事故種別救急搬送人員

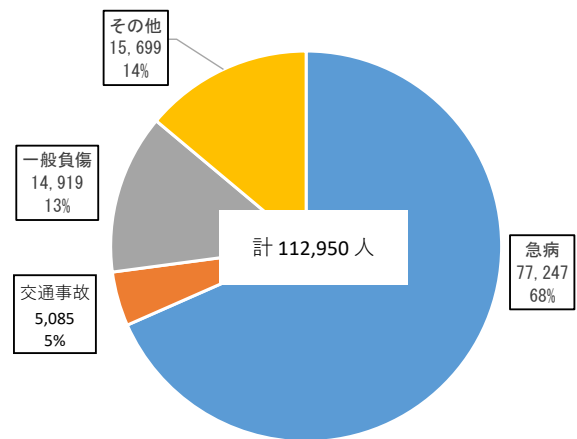
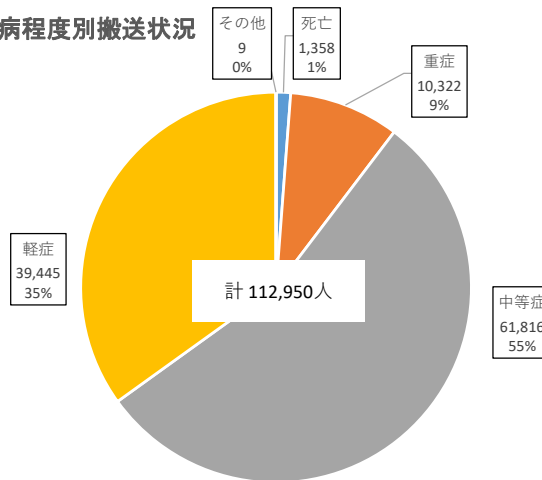


図3 傷病程度別搬送状況



(2) 救急出場から医療機関等に傷病者を収容するまでに要した時間別搬送人員数

令和5年中の搬送人員 112,950 人について、救急隊が救急出場から医療機関等に傷病者を収容するのに要した時間別の搬送人員は、表2のとおりである。これによると、0.5%にあたる 603 人が 20 分未満で、また、10.5%にあたる 11,865 人が 20 分以上 30 分未満で収容されており、救急隊の覚知から傷病者を医療機関等に収容するまでの平均所要時間は、48.3 分となっている。

表2 救急出場から医療機関等に収容するまでに要した時間別搬送人員数

(令和5年1月1日から12月31日まで)

	10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	計	収容平均 所要時間
急病	1	209	6,985	53,451	15,927	674	77,247	48.9 分
割合	0.0%	0.3%	9.0%	69.2%	20.6%	0.9%	100.0%	
交通事故	0	12	310	3,400	1,320	43	5,085	51.6 分
割合	0.0%	0.2%	6.1%	66.9%	26.0%	0.8%	100.0%	
一般負傷	0	41	1,127	10,149	3,465	137	14,919	50.4 分
割合	0.0%	0.3%	7.6%	68.0%	23.2%	0.9%	100.0%	
その他	7	333	3,443	9,799	2,031	86	15,699	42.1 分
割合	0.0%	2.1%	21.9%	62.4%	12.9%	0.5%	100.0%	
計	8	595	11,865	76,799	22,743	940	112,950	48.3 分
割合	0.0%	0.5%	10.5%	68.0%	20.1%	0.8%	100.0%	

(3) 救急隊員の行った応急処置の状況

令和5年中の搬送人員 112,950 人のうち、応急処置を行った救急患者は、全体の 99.7%にあたる 112,939 人であり、その実施状況を示したのが表3である。

表3 救急隊員が行った応急処置の状況

(令和5年1月1日から12月31日まで)

事故種別	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
応急処置対象人員	77,243	5,084	14,919	15,693	112,939
事故種別構成比	68.4%	4.5%	13.2%	13.9%	99.7%

3 救急医療体制

救急患者を受け入れる救急病院及び診療所の告示状況は表4のとおりである。本県における救急告示医療機関は72カ所であり、救急告示医療機関以外も含めた体制をとっている。

表4 救急医療機関の告示状況

(各年4月1日現在)

開設者	国立	公立	公的	私的病院	私的診療所	計
令和5年	3	26	6	34	3	72
令和4年	3	27	6	34	3	73
令和3年	3	27	6	34	3	73
令和2年	3	27	7	34	3	74
平成31年	3	25	7	34	4	73

4 救急業務高度化の現況

(1) 救急隊員・救急救命士の養成及び救急用資機材等の整備

救急業務を担う救急隊員の養成教育を、新任消防職員及び現任消防職員を対象として宮城県消防学校で行っている。救急救命士を養成するために設立された「一般財団法人救急振興財団」に対しては、他の都道府県と共に運営費を負担している。

また、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大に伴い、高度な応急処置の実施に必要な救急用資機材等の計画的な整備を進めなければならない。このため、「緊急消防援助隊設備整備費補助金」(国庫補助)により、高規格救急自動車を含む救急自動車や高度救命用資機材の整備の促進を図っている。

(2) メディカルコントロール体制の構築

メディカルコントロール体制とは、医師が救急救命士らに事前及び事後の指示・指導を行うことにより、救急現場及び搬送途上における傷病者への応急処置の品質管理と質的向上を図る体制である。

本県では、平成14年10月に「宮城県メディカルコントロール協議会」を、平成15年3月

に県内9地域の「地域メディカルコントロール協議会」をそれぞれ設置した。各地域では、医師による救急活動の事後検証や、病院実習、現場の救急救命士らへの指示・助言を通して、救急救命士や救急隊員の資質向上への取り組みが行われている。

表5 地域メディカルコントロール協議会 区域割り及び関係機関

区域名	区域割り		関係機関		
	医療圏	都市名	医師会	消防本部	行政機関
仙南	仙南	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡	白石市 角田市 柴田郡	仙南地域	大河原地方振興事務所 仙南保健所
岩沼	仙台	名取市、岩沼市、亶理郡	名取・岩沼 亶理郡	名取市 亶理地区	仙台地方振興事務所 塩釜保健所
仙台・黒川		仙台市、富谷市、黒川郡	仙台市 富谷市 黒川郡	仙台市 黒川地域	県消防課 県医療政策課 仙台市健康福祉局
塩釜		塩竈市、多賀城市、宮城郡	塩釜	塩釜地区	仙台地方振興事務所 塩釜保健所
大崎	大崎	大崎市、加美郡、遠田郡	大崎市 加美郡 遠田郡	大崎地域	北部地方振興事務所 大崎保健所
栗原	栗原	栗原市	栗原市	栗原市	北部地方振興事務所栗原地域事務所 大崎保健所栗原支所
登米	登米	登米市	登米市	登米市	東部地方振興事務所登米地域事務所 石巻保健所登米支所
石巻	石巻	石巻市、東松島市、牡鹿郡	石巻市 桃生郡	石巻地区	東部地方振興事務所 石巻保健所
気仙沼	気仙沼	気仙沼市、本吉郡	気仙沼市	気仙沼・本吉地域	気仙沼地方振興事務所 気仙沼保健所

(3) 救急救命士の処置範囲拡大

平成15年4月から除細動の実施に際し、医師の具体的指示は不要となり、平成16年7月からは医師の具体的指示下における救急救命士による気管挿管の実施が可能となった。また、既に救急救命士の資格を有する者に対しては、宮城県消防学校における講習と各地域メディカルコントロール協議会が指定した医療機関における実習を修了した者に対し、宮城県メディカルコントロール協議会長が必要な知識・技能を修得した者に認定証を交付している。県内においては、令和5年度までに、538人の救急救命士が認定を受けている。

また、平成23年8月からは、上記気管挿管の認定を受けている救急救命士が追加の実習を修了することで、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の実施が可能となり、当県においては令和2年4月1日から運用を開始。令和5年度末までに196人の救急救命士が認定を受けている。

救急救命士による薬剤の投与については、平成18年4月から医師の具体的指示下における救急救命による薬剤（アドレナリン）投与の実施が認められた。既に救急救命士の資格を有する者に対しては、（一財）救急振興財団、消防大学校、宮城県消防学校における講習と県及び地域メディカルコントロール協議会が指定した医療機関における実習を修了した者に対し、宮城県メディカルコントロール協議会長が必要な知識・技能を修得した者に認定証を交付している。県内においては、令和5年度までに、768人の救急救命士が認定を受けている。

平成26年4月からは、医師の具体的指示下における心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が認められた。既に救急救命士の資格を有し薬剤（アドレナリン）投与認定を受けた者に対して、（一財）救急振興財団及び宮城県消防学校における講習を修了した者に対し、宮城県メディカルコントロール協議会長が必要な知識・技能を修得した者に認定証を交付している。県内においては、令和5年度までに、665人の救急救命士が認定を受けている。

5 救助活動の実施状況

令和5年中の救助活動状況は、表6のとおりであり出動件数1,093件、活動件数699件となっている。

表6 救助活動実施状況

(1月1日から12月31日まで)

令和5年	事故種別	出動件数	活動件数	活動人員	救助人員
	火災	62	62	798	29
	交通事故	337	176	1,706	194
	水難事故	61	49	584	46
	風水害等自然災害	1	0	0	0
	機械による事故	20	10	111	10
	建物等による事故	310	252	1,987	246
	ガス及び酸欠事故	35	8	81	8
	破裂事故	0	0	0	0
	その他の事故	267	142	1,497	141
	計	1,093	699	6,764	674

第7 消防教育

1 教育方針

本県は、台風、洪水、地震、津波など多数の災害発生要因を有しているとともに、近年の産業の進展による都市の広範化、流通の活性化による交通事情の急激な変化、さらには情報化、高齢化などにより社会環境が大きく変化しようとしており、これに伴って各種災害発生の増加が予想される。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、消防に対する県民のニーズは増大し、消防機関はその期待に応じる必要がある。

一方で、団塊世代や組合消防発足時の採用者の大量退職により、消防本部職員の構成が若年化し、災害対応力の低下が懸念されている。

こうした状況のなか、消防に対する県民の期待と関心はより一層高まりを見せており、救急需要の更なる増加と相まって救急処置の高度化、大規模災害への対応など消防需要にも迅速的確な対応が求められているほか、警防、予防、救急、救助、防災・危機管理等の広範な業務を任務とする消防職員及び消防団員の資質の向上を図ることは喫緊の課題となっている。

こうした情勢を踏まえ、「宮城県消防学校教育基本計画(第Ⅰ期計画 平成27年度～平成31年度)」を定め、「宮城の安全・安心を担う真の消防人を創る」の基本理念に基づき、「協働と参画」・「選択と集中」・「震災からの教訓」・「創造力の醸成」の4点を基本方針とし、基本的な消防業務の知識・技能を身につけさせるとともに、初任総合教育の更なる充実と効率化、専科教育及び特別教育の高度専門化、幹部教育の階層に相応しい組織運営教育の充実強化等を図ることにより、大規模災害や複雑化する災害に即応できる高度な専門知識と技能を修得させ、防災・危機管理意識の醸成と、更には組織活動の基本である規律の保持、体力の錬成、正しい倫理感と協調精神を涵養し、積極的かつ能率的に職務を遂行できる消防人の育成に努めている。

同計画期間終了に当たり、平成27年度から平成29年度までの訓練内容を検証・評価するとともに、近年の消防行政を取り巻く社会生活環境や消防に対する住民ニーズ等の変化を見据え、今後5年間の教育訓練の指針となる「宮城県消防学校教育基本計画(第Ⅱ期計画 令和2年度～令和6年度)」を策定した。

2 教育計画及び教育内容

消防学校規則(昭和46年宮城県規則第35号)第2条に定めるところにより、年間の教育訓練計画を策定し、計画的に教育訓練を実施した。

(1) 消防職員の教育訓練

初任総合教育については基礎的な学術及び技能を、専科教育等については専門知識、技能の習得に効果のある教育を、幹部教育については幹部として習得すべき事項に関する教育を、特別教育については専門的分野を重点的に習得する教育訓練を実施した。

① 初任総合教育

新規に採用された消防職員に対し、職務遂行に不可欠な基礎知識、技能の習得、人格の形成、厳正な規律の保持及び旺盛な士気と体力の錬成を図り、職務を的確に遂行できる基

本教育（初任教育）を行うとともに、高度な救助・救急技術の専門的教育訓練（救助科・救急科）を一体的に行い、多様な現場活動に即応できる人材を育成するための総合的な教育訓練を実施した。

② 専科教育

現任の消防職員に対して特定の分野に関する専門的な教育を実施した。

イ「警防科」、ロ「予防査察科」、ハ「火災調査科」

③ 幹部教育

幹部として習得すべき事項に関する教育訓練を実施した。「中級幹部科」

④ 特別教育

専門的分野を重点的に習得する教育訓練を実施した。

イ「通信指令員教育講習」、ロ「救急隊員再教育講習」、
ハ「救助隊員再教育講習」、ニ「救急救命士再教育講習」

⑤ 消防学校修了者数（消防職員） 過去5年分

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宮城県計 (名)	336	336	428	302	272

※ 修了者数は、県内消防職員その他、市町村職員、県外の消防職員等及び海上保安庁職員を含む人数を計上している。

(2) 消防団員の教育訓練

教育訓練計画に基づき、実科、学科について、各教育それぞれ特色のある教育を実施した。

① 基礎教育（現地教育含む）

新任の消防団員に対して基礎的な教育訓練を実施した。

② 専科教育

現任の消防団員に対し特定の分野に関する専門的な教育訓練を実施した。

③ 幹部教育（専科教育）

幹部として習得すべき事項に関する教育訓練を実施した。

イ「初級幹部科」、ロ「指揮幹部科（現場指揮課程）」、
ハ「指揮幹部科（分団指揮課程）」

④ 特別教育

上級幹部講習

(3) 消防職員及び消防団員以外の者の教育訓練

一般教育

① 「幼少年消防クラブ指導者研修」

幼少年消防クラブ指導者に対して、一日入校による基礎的な教育訓練を実施し、防火防災意識の高揚に努めた。

② 「防災研修」

市町村、教育機関及び消防本部等が主体となった防災研修に対して、当該機関等の要請に応じて消防学校教官が支援して防火防災意識の高揚に努めた。

3 令和5年度教育訓練実施状況

表1 教育訓練実施状況

令和6年3月31日現在

教育訓練種別			教育訓練期間	教育訓練 総日数	教育訓練 実日数	教育訓練 人 員	階 級 別 入 校 者 人 員						
							A	B	C	D	E	F	他
消防職員教育	初任総合教育 (第二十七期)	初 任 教 育	4月10日～9月28日 3月19日	173	116	65			1			64	
		教 助 科	10月2日～10月31日	30	21	65			1			64	
		教 急 科	1月16日～3月18日	63	43	65			1			64	
	専科教育	警 防 科 (第 10 期)	11月6日～11月17日	12	10	24			4	20			
		予 防 査 察 科 (第 11 期)	12月4日～12月16日	12	10	23			1	22			
		火 災 調 査 科 (第 12 期)	1月22日～2月2日	12	10	25			4	18	3		
		教 助 科 (現 任)	10月2日～10月31日	30	21	1						1	
		教 急 科 (現 任)	1月16日～3月18日	63	43	1						1	
		幹 部 教 育	中 級 幹 部 科 (第 33 期)	12月12日～12月20日	9	7	20		11	9			
	特別教育	通 信 指 令 員 教 育 講 習	10月24日～10月26日	3	3	19			7	11	1		
		救 急 隊 員 再 教 育 講 習	11月9日～11月15日	5	5	22				3	2	17	
		救 助 隊 員 再 教 育 講 習	11月27日～12月8日	10	12	23				3	7	13	
		救 急 救 命 士 再 教 育 講 習	12月19日～12月22日	4	4	33		5	13	15			
		女 性 消 防 吏 員 特 別 講 習	11月21日～11月22日	2	2	16			1	6		9	
	小 計			428	307	402	0	16	42	98	13	233	0
消防団員教育	基礎教育	現 地 教 育	6月3日～6月4日	2	2	36					8	28	
		現 地 教 育	6月22日～6月23日	2	2	11						11	
		現 地 教 育 (美 里 町)	10月14日～10月15日	2	2	35				1	26	8	
		基 礎 教 育 (第 18 期)	8月26日～8月27日	2	2	31				1	1	29	
	幹部教育	初級幹部科(第16期)	11月25日～11月27日	2	2	42			1	2	36	3	
		指揮幹部科(現場指揮課程) (第7期)	1月20日～1月21日	2	2	55	5	17	12	12	9		
		指揮幹部科(分団指揮課程) (第10期)	2月17日～2月18日	2	2	63	2	16	23	22			
	特別教育	上 級 幹 部 講 習	12月16日～12月17日	2	2	37	37						
	小 計			16	16	310	44	33	36	38	80	79	0
その他	一	般 教 育 (幼 少 年 消 防 ク ラ ブ 指 導 者 研 修)	7月25日	1	1	36							
合 計				445	324	748	44	49	78	136	93	312	0

「階級別入校者人員」欄には、吏員又は団員の階級準則に基づく入校者の階級を次の区分に従って計上した。

ただし、準則に定めない階級の者については当該階級の直近下位の準則に定めのある階級に計上した。

※ 消防司令長・団長・副団長－A 消防司令・分団長－B 消防司令補・副分団長－C
消防士長・部長 －D 消防副士長・班長－E 消防士・団員 －F

他－消防団員又は消防職員以外の者

・未修了者人員を含む。

・初任総合教育人員は、初任教育・救助科のみの教育訓練人員を含まない。

第 8 産業保安行政

日常生活や産業活動に欠かすことのできない火薬類、高圧ガス・液化石油ガス及び電気による事故や災害を未然に防止することを目的に、許可・登録、検査・指導、保安意識の啓発及び免状交付等の事務を行っている。

併せて、一般社団法人宮城県ＬＰガス協会や一般社団法人宮城県火薬類保安協会等の産業保安関係団体と連携し、事故や災害の防止と公共の安全の確保に努めている。

なお、火薬類取締法に係る許認可、検査等の事務(免状交付に係るものを除く。)権限は、「事務処理の特例に関する条例」(平成 11 年宮城県条例第 54 号。以下「特例条例」という。)に基づき、平成 14 年度から各市町村(実務は消防本部(局))に移譲され、さらに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 27 年法律第 50 号。以下「第 5 次地方分権一括法」という。)に基づき、平成 29 年度から仙台市に法定移譲された。

また、高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に係る許認可、検査等の事務(免状交付に係るものを除く。)権限は、特例条例に基づき、平成 18 年度から仙台市に、平成 21 年度から登米市に移譲され、地方分権一括法に基づき、高圧ガス保安法については平成 30 年度、液化石油ガス法については令和 5 年度から仙台市に法定移譲された。

電気用品安全法に係る販売事業者への立入検査事務は、各市町村で行っている。

産業保安行政の体系は以下のとおりである。

＜産業保安行政体系図＞

火薬類の保安対策	指導取締り	製造・販売等の許可（猟銃等に係るものを含む）
		譲受・消費等の許可
		保安検査、立入検査（猟銃等に係るものを含む）
	保安意識の高揚	保安責任者等への保安教育の実施
		火薬類危害予防週間等における諸事業の実施
		消費者に対する啓発及び保安功労者の表彰
	自主保安体制の確立	危害予防規程の認可、保安教育計画の認可
定期自主検査の実施指導		
保安責任者免状の交付		

高圧ガスの保安対策	指導取締り	製造・貯蔵等の許可、登録等
		保安検査、立入検査、完成検査
		高圧ガス積載車両路上取締り
	保安意識の高揚	保安責任者等への保安教育の実施
		高圧ガス保安活動促進週間等における諸事業の実施
		消費者に対する啓発及び保安功労者の表彰
	自主保安体制の確立	危害予防規程の届出受理
定期自主検査の実施指導		
保安責任者免状等の交付（平成 18 年度より外部委託）		

電気工作物の保安確保	電気工事業者の適正な業務の確保及び工事の欠陥による災害の防止	電気工事業者の登録
		電気工事業者への立入検査
	電気工事士免状の交付（平成 18 年度より外部委託）	

電気用品の安全性確保	電気用品による危険及び障害の発生防止	電気用品販売事業者への立入検査
------------	--------------------	-----------------

1 火薬類・猟銃保安

(1) 火薬類・猟銃等規制の目的

火薬類等は、爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費及び猟銃等の製造、販売等を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 火薬類・猟銃等関係事業所（製造、販売、貯蔵等）の現状

「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づく製造、販売等の許可事業所数は、表 1－1、1－2 のとおりである。

表 1－1 火薬類事業所数等【市町村長に権限移譲】 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

	製造業者（煙火類）			販売業者									火薬庫									庫外貯蔵所			
	打上仕掛	玩具	打上仕掛・玩具兼業者	A	B	C	D	E	F	G	H	小計	1級	2級	3級	実包	煙火	玩具	導火線	水雷	小計	販売業者	委託貯蔵	土木業者	その他
県 合計	3	0	0	1	5	2	6	5	0	3	12	34	15	0	2	2	9	1	0	0	29	16	0	0	12

※ 1 販売業者の A、B、C、D、E、F、G、H 欄は、それぞれ、以下の内容をさす。

- A 火薬（猟用火薬を除く。）又は爆薬を販売するもの
- B 火薬・爆薬及び火工品、火薬及び火工品又は爆薬及び火工品を販売するもの
- C 火工品（船舶用火工品・建設用びょう打ち銃用空包・実包及び煙火を単独で販売している場合を除く。）
- D 実包又は猟用火薬（猟用の無煙火薬と黒色火薬）を販売するもの
- E 船舶用火工品を販売するもの
- F 建設用びょう打ち銃用空包を販売するもの
- G 煙火を販売するもの
- H 競技用紙雷管を販売するもの

※ 2 1 級～3 級火薬庫の定義は以下のとおりである。

- 1 級 最も本格的なもので、比較的多量の火薬類を貯蔵する恒久的なもの。
- 2 級 土木工事その他の事業に使用される火薬類をその事業の間貯蔵するもの。
- 3 級 少量の火薬類を貯蔵する恒久的なもので、爆薬と火工品を同時に貯蔵する場合には隔壁により区分しなければならない。

※ 3 指定都市については平成 29 年度から法定移譲されたため、上記表に仙台市消防局の実績は含まない。

表 1－2 猟銃等製造販売事業所数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

事業所区分	事業所数
製 造	0
製造・販売	5
販 売	3
計	8

(3) 火薬類・猟銃等関係許可等件数

「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づく令和5年度の許可件数は、表2-1、表2-2のとおりである。

表2-1 火薬類許可件数【市町村長に権限委譲】（令和5年度）

許認可等区分	件数	許認可等区分	件数
火薬類製造営業許可	0	火薬類輸入許可	0
火薬類販売営業許可	1	火薬庫外貯蔵所指示	13
火薬庫設置許可 (移転・構造設備変更含)	0	危害予防規程の認可	0
火薬類譲渡許可	4	保安教育計画認可	5
火薬類譲受許可	100	製造施設完成検査	0
火薬類消費許可(煙火)	93	火薬庫完成検査 (移転・構造設備変更含)	0
火薬類消費許可(煙火以外)	100		

※指定都市については平成29年度から法定移譲されたため、上記表に仙台市消防局の実績は含まない。

表2-2 猟銃等許可件数（令和5年度）

許認可等区分	件数
猟銃等製造許可(移転を含む)	0
猟銃等販売許可(移転を含む)	0

(4) 免状の交付

令和5年度の火薬類保安責任者免状交付件数は、表3のとおりである。

表3 火薬類取扱(製造)保安責任者免状交付件数（令和5年度）

免状種別	免状交付	免状再交付	免状書換	計
甲種取扱保安責任者	43	2	3	48
乙種取扱保安責任者	5	4	1	10
丙種製造保安責任者	2	0	0	2
計	50	6	4	60

甲種取扱 … 火薬庫において火薬を貯蔵する場合、火薬類の消費場所（発破現場など）において火薬類を消費する際に、法の規定に基づいて種々の保安に関する職務を行う。

乙種取扱 … 甲種と乙種とは、火薬類の貯蔵合計量（乙種は年間に20t未満に限定）又は消費合計量（乙種は1ヶ月に1t未満に限定）により、火薬類取扱保安責任者への選任資格が異なる。

丙種製造 … 煙火等の製造数量が1日300kg未満の製造工場で火薬類製造保安責任者の選任資格を有する。

(5) 立入検査等

火薬類消費場所等に立入り、「火薬類の保安管理、取扱基準の遵守」及び「盗難防止設備等の維持管理」の状況を検査するため、立入検査を行っている。

火薬類製造施設及び火薬庫について、その位置、構造及び設備等が技術上の基準に適合して

いるかについて保安検査を行っている。

令和５年度に実施した検査件数は、表４のとおりである。

表４ 火薬類保安検査等実施件数【市町村に権限委譲】（令和５年度）

検査区分	煙火製造所	火薬庫	販売所	消費場所	庫外貯蔵所	計
立入検査	3	26	32	124	32	217
保安検査	3	25	1	9	2	40

※指定都市については平成２９年度から法定移譲されたため、上記表に仙台市消防局の実績は含まない。

また、猟銃等製造販売事業者のすべてに対し、銃の適正な保管管理及び取扱いの状況を確認するため、立入検査を行っている。

（６）各種講習会の実施状況

（一社）宮城県火薬類保安協会の主催する火薬類取扱者を対象とした各種保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚と事故防止の徹底を図った。令和５年度の実施状況は、表５のとおりである。

表５ 講習会受講者数（令和５年度）

講習区分	実施回数	受講者数
火薬類保安講習会（保安責任者等）	7	437
発破技術講習会	1	109
計	8	546

（７）火薬類事故の発生状況

平成３０年からの火薬類による事故の発生状況は、表６のとおりである。

表６ 火薬類事故関係発生状況（経年変化）

年次 区分	平成３０年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
件数	2	3	2	0	2	2
死者数	0	0	0	0	0	0
負傷者数	1	2	1	0	1	0

２ 高圧ガス保安

（１）高圧ガス規制の目的

高圧ガスは、爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、製造、販売、貯蔵、消費等を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

（２）高圧ガス関係事業所（製造、販売、貯蔵、消費）の現状（登米市分を含む）

「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく製造、販売、貯蔵、消費等の許可及び届出事業所数は表7、ガスの種類別高圧ガス製造事業所数は表8のとおりである。なお、高圧ガス保安法に係る事務は平成30年度から指定都市に法定移譲されたため、仙台市消防局管内の実績は含まない。

表7 高圧ガス関係事業所数 (令和6年3月31日現在)

製造事業所											
第一種					第二種					コンビ則	計
一般 高圧 ガス①	液化 石油 ガス②	①② 適用	冷凍	計	一般 高圧 ガス①	液化 石油 ガス②	①② 適用	冷凍	計		
93	49	2	78	222	210	5	0	1,086	1,301	3	1,526

販売事業所					貯蔵所								
高圧ガス保安法			液化石油ガス法		第一種				第二種				貯蔵所 計
一般 高圧 ガス ①	液化 石油 ガス ②	① ② 適用	販売 事業 者数	特定 供給設備	一般 高圧ガス	液化 石油ガス	①② 適用	計	一般 高圧ガス	液化 石油ガス	①② 適用	計	
507	231	12	334	28	42	40	2	84	132	16	3	151	235

特定消費事業所				容器 検査所
一般 高圧ガス	液化 石油ガス	①②適用	計	
56	36	2	94	12

表8 ガスの種類別高圧ガス製造事業所数

(1) 一般高圧ガス関係 (令和6年3月31日現在)

区分 ガスの種類	第一種	第二種
空気	12	39
酸素	32	49
アセチレン	1	0
窒素	56	70
水素	7	0
炭酸ガス	38	10
フロンガス	4	19

(2) 冷凍関係 (令和6年3月31日現在)

区分 ガスの種類	第一種	第二種
フルオロカーボン	56	968
アンモニア	22	113
二酸化炭素	0	5
計	78	1,086

(注) 同一事業所で2種類の高圧ガスの製造を行っている場合あり。

(3) 高圧ガス関係許可・届出件数

(登米市分を含む。液石法の保安機関のみ仙台市分も含む。)

令和5年度における「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく許可・届出件数は表9のとおりである。

表9 高圧ガス関係許可・届出件数 (令和5年度)

許可等区分 ガス区分		許可				登録・認定・届出								
		製造		貯蔵		製造		貯蔵		特定消費		販売	保安機関	
		新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	新規	更新
一般高圧ガス		1	20	1	4	10	5	11	5	4	8	9	-	-
冷凍		2	3	-	-	19	14	-	-	-	-	-	-	-
液化石油 ガス	高保法	0	15	3	3	0	0	2	0	2	3	0	-	-
	液石法	5※	1※	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	134
コンビ則		0	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		8	56	4	7	29	19	13	5	6	11	9	2	134

※充てん設備の実績を示す。

(4) 免状の交付

令和5年度の高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者等に係る免状の交付件数は、表10のとおりである。

表10 免状交付件数 (令和5年度)

免状の種類	乙種 化学	乙種 機械	丙種化学		冷凍機械		販売主任者		液化石油 ガス設備士
			液石	特別	第2種	第3種	第1種	第2種	
交付件数	17	33	39	48	10	79	30	119	80

(5) 立入検査等(登米市分を含む。販売所の液石法のみ仙台市分も含む。)

イ 「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく許可を受けた事業所は、完成検査又は使用前検査に合格した後でなければ、施設を使用してはならないこととされており、これらの規定に基づく検査を適宜行っている。

ロ 第1種製造事業所について、施設の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合しているかについて検査するため、定期的に保安検査を行っている。

ハ 災害の発生防止のため、製造、販売事業所に対して毎年度立入検査を実施し帳簿書類を検査している。

ニ 高圧ガス運搬車両については毎年度関係機関と協力の上、取締・指導を行っている。
令和5年度に実施した検査件数は表11のとおりである。

表 11 保安検査等実施件数 (令和 5 年度)

事業所区分			検査区分	保安検査	完成検査	立入検査	移動車両 検査
製造所	一般高圧ガス		16	13	38	－	
	冷凍		1	0	5	－	
	液化石油ガス	高保法	1	12	21	－	
		液石法※	4	5	14	－	
	コンビ則		－	2	4	－	
販売所	一般高圧ガス		－	－	3	－	
	液化石油ガス	高保法	－	－	0	－	
		液石法	－	－	106	－	
貯蔵所			－	10	36	－	
移動車両	タンクローリー		－	－	－	11	
	バラ積み		－	－	－	18	
容器検査所			－	－	4	－	
消費場所		特定消費	－	－	29	－	
		その他	－	－	0	－	
その他			－	－	0	－	
計			22	42	260	29	

※充てん設備の実績を示す。

(6) 各種講習会の実施状況

例年、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく設備基準等の徹底と自主保安の確立による災害防止を図るため、各種講習会を実施しており、令和 5 年度の実施状況は、表 12 のとおりである。

表 12 講習会受講者数 (令和 5 年度)

講習会種類	実施回数	受講者数
高圧ガス製造事業所等関係	2	30
液化石油ガス販売事業関係	6	508
計	8	538

(7) 高圧ガス事故の発生状況

高圧ガス関係の事故発生状況は表 13 のとおりであり、令和 5 年の事故件数は 13 件であった。令和 5 年に発生した事故の概要は、表 14、表 15 のとおりである。

なお、液化石油ガスの区分において、一般消費者に係る事故の件数等は、括弧内の数値で示した。

表 13 高圧ガス事故関係発生状況（経年変化）

区分 \ 年次		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
液化石油 ガス	件数	10 (4)	8 (3)	7 (4)	10 (6)	8 (5)	7 (5)	5 (3)	7 (5)	7 (6)	3 (1)
	死者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	負傷者数	5 (3)	3 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
一般高圧 ガス	件数	3	7	5	2	3	4	4	4	2	5
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
冷凍	件数	7	4	6	0	1	1	1	1	0	5
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	件数	20 (4)	19 (3)	18 (4)	12 (6)	12 (5)	13 (5)	10 (3)	13 (5)	9 (6)	13 (1)
	死者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)
	負傷者数	5 (3)	4 (0)	2 (2)	3 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)

表 14 令和 5 年 高圧ガス事故（主なもの）

No	発生 月日	市 町 村 発生場所	人身被害 事故の分類	ガスの種類 災害現象	事 故 原 因	事故概要
1	4. 25	多賀城市 高圧ガス事業所	— C 2 級	液化窒素 漏えい	疲労破壊	液化窒素移動式製造設備の始業点検中、操作室内から窒素ガスが漏えいする音を聞いたため、発砲水にて確認したところ、ポンプ吸入側フレキシブルチューブのブレード内部より発泡が見られたことから、直ちに元弁を閉めて漏えいを止めたもの。
2	10. 25	石巻市 高圧ガス事業所	— C 2 級	アンモニア 漏えい	管理不良	漏えい検知器が作動し、調査したところ、配管腐食によるピンホールからアンモニアが漏えいしていたもの。

表 15 令和 5 年 液化石油ガス一般消費者等事故（主なもの）

No	発生 月日	市 町 村 発生場所	人身被害 事故の分類	災害現象 安全装置等の 状況	事 故 原 因	事故概要
1	6. 9	大崎市 一般消費者	— C 2 級	盗難	管理不良	一般消費者の死亡により、令和 5 年 1 月にガス供給を休止とし、メーターを閉止していたが、相続人から建物を解体するため充てん容器及び供給設備を撤去するよう依頼があったことから、現地を訪問したところ、ガスボンベ（20Kg × 2 本）、ガスメーター、調整器が取り外され無くなっていたもの。

3 電気工事等保安

（１）電気工事等規制の目的

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」、「電気用品安全法」及び「電気工事士法」に基づき、電気工事業者の登録、電気用品販売業者の立入検査及び電気工事士免状交付を行うことにより、電気工作物の保安を確保し、粗悪な電気用品による事故を防止するとともに、電気工事の欠陥による災害発生の防止に寄与することを目的としている。

（２）電気関係事業者等の現状

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」に基づく、県内の登録（みなし登録）電気工事業者、通知（みなし通知）電気工事業者数は、表 16 のとおりである。

表 16 電気関係事業者の状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

	令和 5 年度 登録数	累計 事業者数	累計 営業所数
登録電気 工事業者	89	903	904
みなし登録 電気工事業者	35	980	994
通知電気 工事業者	0	1	1
みなし通知 電気工事業者	1	9	9

（３）免状の交付

「電気工事士法」に基づく第一種及び第二種電気工事士免状交付の状況は、表 17 のとおりである。

表 17 免状交付状況（令和 5 年度）

免状の種類	交付件数				計
	試験合格者	認定者	講習修了者	養成施設修了者	
第一種電気工事士	231	11	0	—	242
第二種電気工事士	1,396	0	—	13	1,409
計	1,627	11	0	13	1,381

（４）立入検査等

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」及び「電気用品安全法」に基づく電気工事業者及び電気用品販売業者に対する令和 5 年度の立入検査件数は、表 18、19 のとおりである。

表 18 電気工事業者立入検査等実施状況（令和 5 年度）

種別	登録事業者	みなし登録事業者	通知事業者	みなし通知事業者
立入件数	94	94	—	2

表 19 電気用品販売事業者立入検査状況 16 店舗（令和 5 年度）

電気用品の区分	具体的な電気用品名	検査機種数
電熱器具	電気がまなど	0
電動応用機械器具	電気除湿機など	0
光源及び光源応用機械器具	エル・イー・ディー・ランプなど	72
電子応用機械器具	ブルーレイレコーダーなど	0
交流用電気機械器具	直流電源装置など	3
リチウムイオン蓄電池	モバイルバッテリーなど	21
合 計		96

※ 電気用品の販売の事業に係る立入検査は、電気用品安全法施行令により都道府県又は市が処理する事務とされているが、宮城県では、特例条例により町村に権限移譲している。上記表の件数は、市が行ったものは含まれていない。

第9 市町村統計資料

第1表 市町村別火災発生件数及び損害額

単位：件、棟、人、世帯

市 町 村 別	出火件数計	(うち建物)	焼損棟数計	(うち全焼)	焼 損 面 積		死 者	負傷者	り災世帯	り災人員	損害見積額 (千円)
					建物 (㎡)	林野 (a)					
令和元年	654	356	584	181	22,449	1,088	28	97	287	638	1,305,271
2	642	369	557	149	64,198	304	26	112	324	738	6,956,768
3	614	346	584	184	28,706	672	30	111	343	829	1,985,633
4	587	348	589	169	21,760	933	29	89	336	762	1,890,884
5	698	375	605	189	21,308	559	32	114	327	719	1,567,236
市 部 計	555	299	474	131	15,506	436	28	91	270	568	1,115,128
仙 台 市	246	153	192	19	2,372	0	14	39	126	254	252,361
石 巻 市	40	20	38	14	1,387	0	3	6	19	32	137,555
塩 竈 市	14	10	28	6	501	0	2	6	25	58	78,311
気 仙 沼 市	12	6	9	4	209	3	0	1	5	15	13,285
白 石 市	20	10	13	8	1,355	10	1	4	6	13	70,959
名 取 市	17	10	10	1	32	25	0	2	15	28	2,189
角 田 市	16	3	10	7	733	5	1	3	4	10	49,925
多 賀 城 市	12	6	6	0	31	0	0	2	4	10	6,496
岩 沼 市	23	8	12	3	281	41	1	5	10	26	35,776
登 米 市	59	26	55	23	2,800	5	0	8	16	36	58,329
栗 原 市	44	13	40	22	2,701	168	2	7	12	30	230,019
東 松 島 市	12	7	15	7	301	0	0	0	7	13	44,485
大 崎 市	32	22	41	17	2,766	153	4	8	18	36	122,491
富 谷 市	8	5	5	0	37	26	0	0	3	7	12,947
郡 部 計	143	76	131	58	5,802	123	4	23	57	151	452,108
刈 田 郡	6	3	5	2	175	7	1	1	0	0	3,905
蔵 王 町	6	3	5	2	175	7	1	1	0	0	3,905
七ヶ宿町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴 田 郡	37	17	23	10	441	106	0	4	8	21	51,242
大 河 原 町	8	7	12	6	321	0	0	1	5	13	47,292
村 田 町	5	2	3	3	116	10	0	0	1	1	2,004
柴 田 町	17	6	6	0	1	4	0	3	2	7	638
川 崎 町	7	2	2	1	3	92	0	0	0	0	1,308

資料：県消防課

単位：件、棟、人、世帯

市 町 村 別	出火件数計	(うち建物)	焼損棟数計	(うち全焼)	焼 損 面 積		死 者	負傷者	り災世帯	り災人員	損害見積額 (千円)
					建物 (㎡)	林野 (a)					
伊 具 郡	7	5	6	4	517	0	1	0	4	7	48,163
丸 森 町	7	5	6	4	517	0	1	0	4	7	48,163
亘 理 郡	18	8	12	3	452	0	0	5	8	21	29,427
亘 理 町	7	4	7	2	301	0	0	3	5	15	20,861
山 元 町	11	4	5	1	151	0	0	2	3	6	8,566
宮 城 郡	19	12	18	7	748	5	0	4	8	29	62,626
松 島 町	6	5	8	3	271	5	0	3	5	20	39,104
七ヶ浜町	8	5	8	4	477	0	0	0	3	9	22,897
利 府 町	5	2	2	0	0	0	0	1	0	0	625
黒 川 郡	29	16	18	5	1,023	5	0	4	7	14	38,879
大 和 町	8	5	5	1	188	5	0	1	2	4	9,610
大 郷 町	14	8	9	2	218	0	0	2	5	10	20,524
大 衡 村	7	3	4	2	617	0	0	1	0	0	8,745
加 美 郡	11	6	18	10	1,041	0	0	3	7	14	49,593
色 麻 町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28
加 美 町	10	6	18	10	1,041	0	0	3	7	14	49,565
遠 田 郡	8	7	16	9	1,034	0	1	2	9	36	111,011
涌 谷 町	4	4	12	7	617	0	1	2	6	21	45,823
美 里 町	4	3	4	2	417	0	0	0	3	15	65,188
牡 鹿 郡	3	1	8	4	221	0	1	0	4	5	54,081
女 川 町	3	1	8	4	221	0	1	0	4	5	54,081
本 吉 郡	5	1	7	4	150	0	0	0	2	4	3,181
南 三 陸 町	5	1	7	4	150	0	0	0	2	4	3,181

資料：県消防課

第2表 消防の概要

(令和6年4月1日現在)

区分	消防本部・署所					消防団		
	消防本部 設置年月日	消防署数	出張所数	消防吏員数	普通消防 ポンプ自 動車数	消防団数	分団数	団員数
団体名								
県計		33	59	3,191	94	42	475	16,840
消防本部設置市計		9	32	1,585	34	10	185	4,666
組合構成団体計		24	27	1,606	60	32	290	12,174
仙台市	昭和23年11月1日	6	20	1,155	20	7	56	1,786
名取市	昭和41年4月1日	1	3	108	2	1	6	361
登米市	平成17年4月1日	1	5	159	6	1	73	1,150
栗原市	平成17年4月1日	1	4	163	6	1	50	1,369
黒川地域行政事務組合	昭和48年3月31日	2	2	150	3			
構成団体計						4	22	1,049
富谷市						1	3	142
大和町						1	5	477
大郷町						1	4	256
大衡村						1	10	174
石巻地区広域行政事務組合	昭和46年4月1日	5	8	359	15			
構成団体計						3	53	2,131
石巻市						1	41	1,387
東松島市						1	5	562
女川町						1	7	182
塩釜地区消防事務組合	昭和45年4月1日	5		223	6			
構成団体計						6	36	717
塩竈市						2	7	120
多賀城市						1	8	141
松島町						1	6	191
七ヶ浜町						1	10	175
利府町						1	5	90
亶理地区行政事務組合	平成31年4月1日	2	1	137	4			
構成団体計						3	13	864
岩沼市						1	3	262
亶理町						1	4	343
山元町						1	6	259
仙南地域広域行政事務組合	昭和47年4月1日	4	6	225	14			
構成団体計						9	56	2,919
白石市						1	8	543
角田市						1	7	548
蔵王町						1	6	285
七ヶ宿町						1	3	123
大河原町						1	6	249
村田町						1	5	233
柴田町						1	6	253
川崎町						1	7	215
丸森町						1	8	470
大崎地域広域行政事務組合	昭和45年4月1日	4	5	326	10			
構成団体計						5	85	3,429
大崎市						1	57	2,047
色麻町						1	4	178
加美町						1	7	536
涌谷町						1	7	253
美里町						1	10	415
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	昭和47年4月1日	2	5	186	8			
構成団体計						2	25	1,065
気仙沼市						1	13	657
南三陸町						1	12	408